

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。
※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。
- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。
- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株式転換条項付 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式転換条項付 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- **本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象株式の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象株式の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**
- **本債券の取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。**

手数料など諸費用について

本債券を売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります。

(価格変動リスク)

- 本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象株式の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象株式の株価水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。また、対象株式の発行会社について、破産手続きが開始された場合等には、本債券が無価値となる場合があります。
- 本債券は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準、配当利回りと株式保有コスト、並びに、本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付の変化等の様々な要因に影響されて価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがあるので、ご注意ください。

【本債券の償還前の価格に影響する要因】

本債券の償還前の価格は、様々な要因に影響されます。また、これらの要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性があります。

《対象株式の株価》

対象株式の株価の下落：本債券の価格は下落

対象株式の株価の上昇：本債券の価格は上昇

《対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）》

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の上昇：本債券の価格は下落

対象株式の株価の予想変動率（ボラティリティ）の低下：本債券の価格は上昇

《金利》

円金利の上昇：本債券の価格は下落

円金利の低下：本債券の価格は上昇

《配当利回りと株式保有コスト》

配当利回りの上昇、株式保有コストの下落：本債券の価格は下落

配当利回りの下落、株式保有コストの上昇：本債券の価格は上昇

《本債券の発行体等または対象株式の発行会社の信用力及び格付》

本債券の価格は、発行体等または対象株式の発行会社の信用力の一般的な評価により影響を受けると予想されます。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受けます。発行体等または対象株式の発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価格は下落する可能性があります。

《早期償還判定》

本債券の価格は、早期償還判定日の前後で変動する場合が多いと考えられ、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は、本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合には、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

その他のリスク

(流動性リスク)

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(その他のご留意いただきたい事項)

- 本債券は、主に対象株式にかかるオプションを内包している商品であり、将来の対象株式の株価の水準によっては、債券というよりは対象株式を現物で購入するのと同等の経済効果を持つこととなります。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券の保有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。

■本債券にかかる発行条件（行使価格、早期償還判定水準、ノックイン判定水準）は、本債券の受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

なお、決定した行使価格によっては、また、行使価格等の調整が行われた結果、もしくは対象株式の単元株数が変更になった場合などには、額面金額を行使価格で除して求められる株式数が単元株数に満たず、現金調整額のみで償還される場合があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

本債券のお取引に金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の売出しの取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

満期償還が対象株式によってなされる場合、当該対象株式の取得日は満期償還日、取得価額は、原則として満期償還日の対象株式の後場終値となります。

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上でお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要について

商 号 等 株式会社 SBI 証券
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

資 本 金 48,323,132,501 円(2018 年 9 月 30 日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 1944 年 3 月

連 絡 先 「インターネットコース」でお取引されているお客さま : SBI 証券 カスタマーサービスセンター
電話番号 : 0120-104-214 (携帯電話・PHS からは、0570-550-104 (有料))
受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客さま : SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号 : 0120-142-892
受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客さま : IFA サポート
電話番号 : 0120-581-861
受付時間 : 平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所 : 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先 : 「インターネットコース」でお取引されているお客さま : SBI 証券 カスタマーサービスセンター

電話番号 : 0120-104-214 (携帯電話・PHS からは、0570-550-104 (有料))

受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客さま : SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター

電話番号 : 0120-142-892

受付時間 : 平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客さま : IFA サポート

電話番号 : 0120-581-861

受付時間 : 平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

2019年4月

発行登録追補目論見書
「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。)



ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド
(香港上海銀行)

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(香港上海銀行)

2020年11月17日満期

早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債
(株式会社日立製作所)

— 売 出 人 —

株式会社SBI証券

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行） 2020 年 11 月 17 日満期 早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債（株式会社日立製作所）（以下「本社債」といいます。）の 2019 年 8 月 17 日以降の利払日における早期償還は、株式会社日立製作所の株価水準により決定され、また、本社債の満期償還は株式会社日立製作所の株価水準によっては、償還株式数の対象株式および（もしあれば）現金調整額の交付をもって行われることがありますので、本社債は株式会社日立製作所の株価動向により影響を受けます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第 2 売出要項 2. 償還および買入れ」をご参照ください。

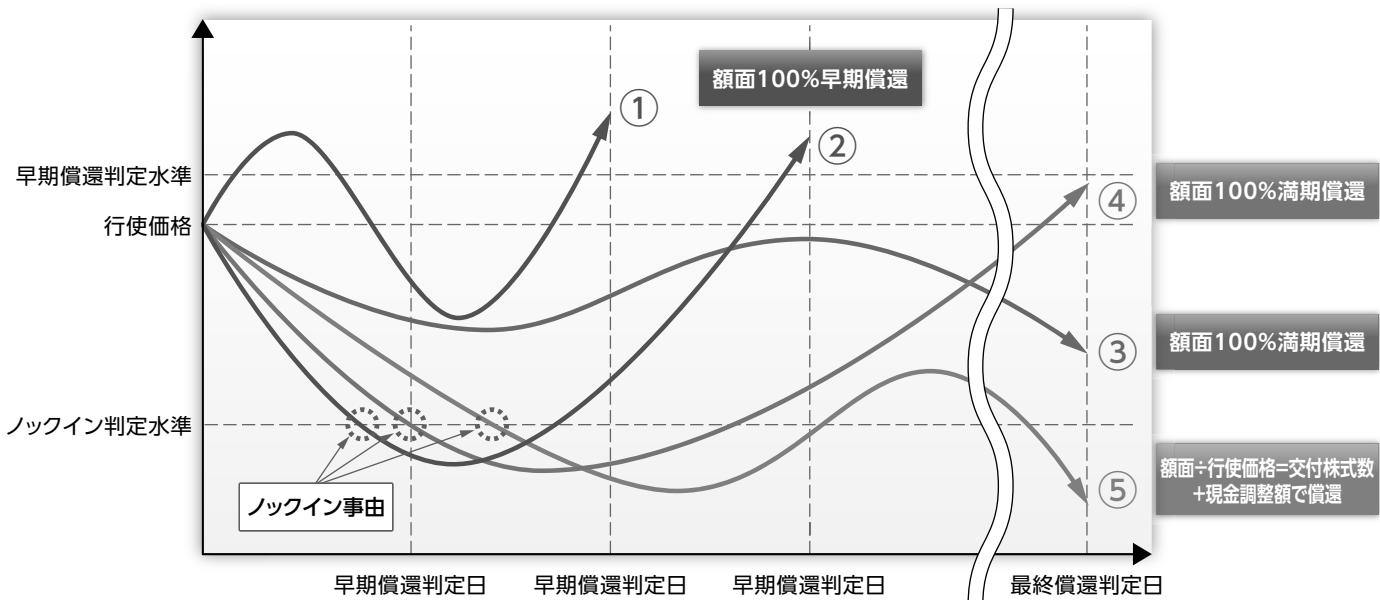
なお株式会社日立製作所につきましては、本書「第四部 保証会社等の情報 第 2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本社債の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本社債に対する投資を行ってください。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものでです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、「額面金額 \div 行使価格」で計算される交付株式数と現金調整額で満期償還となります。

*詳細については、目論見書の「売出社債のその他の主要な事項」の「2. 債還および買入れ」をご確認ください。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」といいます。)のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. ヒストリカルデータ

2000年1月(又は対象株式等の取引所上場日等)以降の各日を起算日とした約1年半の期間での、最大の下落率及び最大の上昇幅は以下のとおりです。

	起算日	起算日より約1年半後	期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
			下落率	上昇幅
対象株式の株価	4,215.00円 2007/8/3	1,220.00円 2009/2/2	▲71.06%	
対象株式の株価の変動率	26.61% 2007/11/15	58.09% 2009/5/14		31.48%
円金利	0.35% 2005/12/13	1.25% 2007/6/12		0.90%

出所:BloombergのデータよりSBI証券作成(2019年4月16日現在)

- 対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ):対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。
- 円金利:期間2年の円金利スワップレートを記載しております。
- 対象株式の株価は下落率を、対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)及び円金利は上昇幅を記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終償還判定日の対象株式終値が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象株式の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象株式の株価水準によっては損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1. 1.で示した過去の市場データにおける対象株式の株価の下落率は▲71.06%でした。満期償還日における、対象株式の株価の下落率を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。

なお、満期償還日に対象株式の株価が▲71.06%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

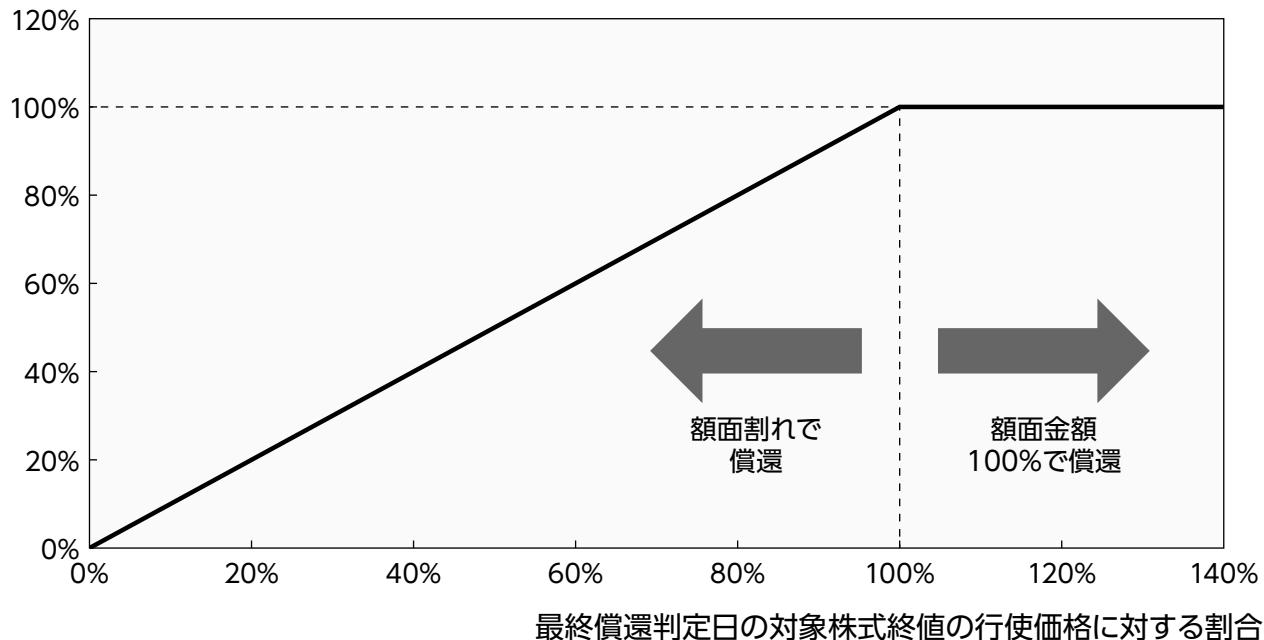
対象株式の株価の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	実質償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲71.06%	▲355,300	144,700
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

*上記の想定損失額及び実質償還金額は、額面500,000円当たりの金額を記載しております。また、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮しておりません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン判定水準以下となった場合、満期償還額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還額の額面金額に対する割合



4. 流動性リスクについて

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載の過去の市場データを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体等の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

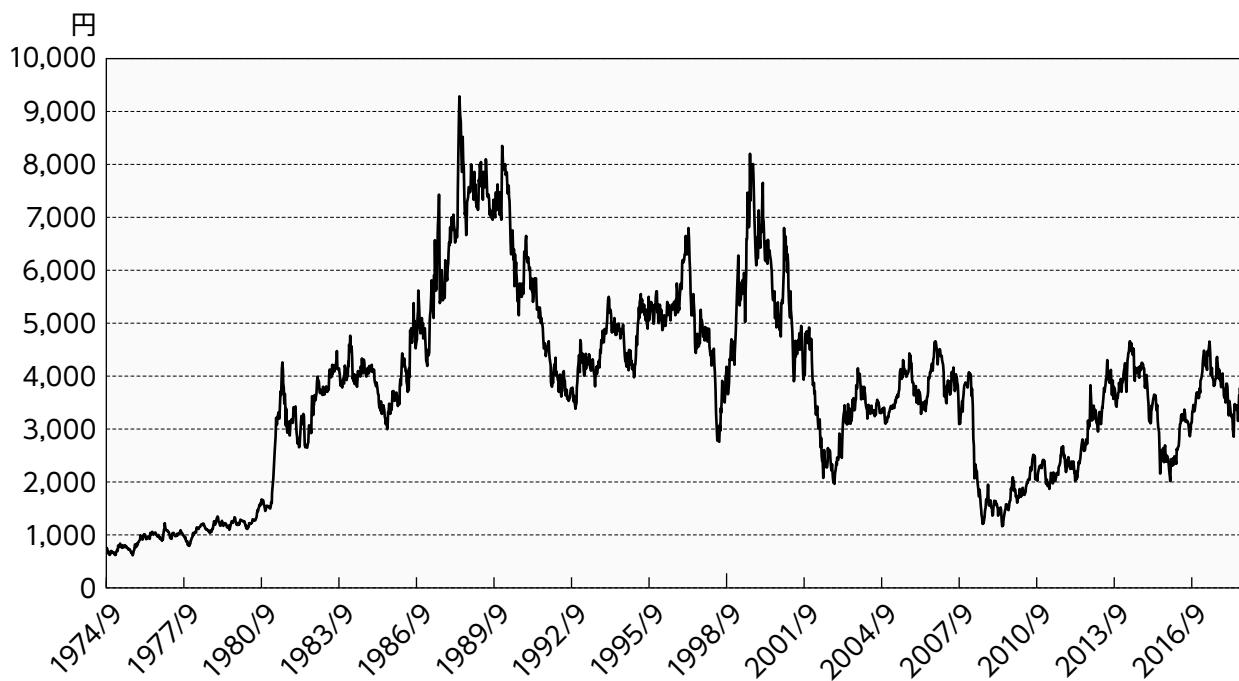
また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があり、下表の想定損失額(試算額)を上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却額	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲71.06%	171,850円	▲65.63%	▲328,150円
対象株式の株価の予想変動率	上昇	+31.48%			
円金利	上昇	+0.90%			

- 上記の想定売却額及び想定損失額(試算額)は、額面500,000円当たりの金額を記載しております。
- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2019年4月18日(試算日)の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式の株価推移

期間:1974/9/13～2019/4/12(週足)



出所:BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	30-外 1-50
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 4月 24日
【会社名】	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・ コーポレイション・リミテッド (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)
【代表者の役職氏名】	副会長兼最高経営責任者 ピーター・ウォン・ツン・シュン (Peter Wong Tung Shun, Deputy Chairman and Chief Executive)
【本店の所在の場所】	香港、クイーンズ・ロード・セントラル1番 (1 Queen's Road Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 小馬瀬 篤 史
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 井 上 貴美子
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1157
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【今回の売出金額】	400,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年 6月 1 日
効力発生日	平成30年 6月 9 日
有効期限	平成32年 6月 8 日
発行登録番号	30-外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30-外 1-1	平成 30 年 6 月 19 日	300,000,000 円	該当なし	
30-外 1-2	平成 30 年 6 月 19 日	300,000,000 円	該当なし	
30-外 1-3	平成 30 年 6 月 29 日	430,000,000 円	該当なし	
30-外 1-4	平成 30 年 7 月 2 日	1,000,000,000 円	該当なし	
30-外 1-5	平成 30 年 7 月 5 日	300,000,000 円	該当なし	
30-外 1-6	平成 30 年 7 月 13 日	499,800,000 円	該当なし	
30-外 1-7	平成 30 年 7 月 13 日	300,000,000 円	該当なし	
30-外 1-8	平成 30 年 7 月 24 日	150,000,000 円	該当なし	
30-外 1-9	平成 30 年 7 月 24 日	150,000,000 円	該当なし	
30-外 1-10	平成 30 年 9 月 3 日	300,000,000 円	該当なし	
30-外 1-11	平成 30 年 9 月 4 日	500,000,000 円	該当なし	
30-外 1-12	平成 30 年 9 月 5 日	500,000,000 円	該当なし	
30-外 1-13	平成 30 年 9 月 11 日	1,460,000,000 円	該当なし	
30-外 1-14	平成 30 年 9 月 11 日	1,344,000,000 円	該当なし	
30-外 1-15	平成 30 年 9 月 14 日	150,000,000 円	該当なし	
30-外 1-16	平成 30 年 9 月 14 日	150,000,000 円	該当なし	
30-外 1-17	平成 30 年 9 月 19 日	1,308,000,000 円	該当なし	
30-外 1-18	平成 30 年 9 月 21 日	300,000,000 円	該当なし	
30-外 1-19	平成 30 年 10 月 3 日	300,000,000 円	該当なし	
30-外 1-20	平成 30 年 10 月 12 日	300,000,000 円	該当なし	
30-外 1-21	平成 30 年 10 月 17 日	300,000,000 円	該当なし	

30-外 1-22	平成 30 年 10 月 19 日	650,000,000 円	該当なし
30-外 1-23	平成 30 年 10 月 19 日	1,112,000,000 円	該当なし
30-外 1-24	平成 30 年 10 月 23 日	150,000,000 円	該当なし
30-外 1-25	平成 30 年 10 月 23 日	150,000,000 円	該当なし
30-外 1-26	平成 30 年 10 月 26 日	300,000,000 円	該当なし
30-外 1-27	平成 30 年 11 月 5 日	2,018,000,000 円	該当なし
30-外 1-28	平成 30 年 11 月 16 日	3,500,000,000 円	該当なし
30-外 1-29	平成 30 年 11 月 22 日	150,000,000 円	該当なし
30-外 1-30	平成 30 年 11 月 28 日	1,000,000,000 円	該当なし
30-外 1-31	平成 30 年 11 月 30 日	300,000,000 円	該当なし
30-外 1-32	平成 30 年 12 月 6 日	500,000,000 円	該当なし
30-外 1-33	平成 31 年 1 月 16 日	305,000,000 円	該当なし
30-外 1-34	平成 31 年 1 月 17 日	1,500,000,000 円	該当なし
30-外 1-35	平成 31 年 1 月 23 日	1,328,000,000 円	該当なし
30-外 1-36	平成 31 年 1 月 24 日	3,125,000,000 円	該当なし
30-外 1-37	平成 31 年 1 月 31 日	300,000,000 円	該当なし
30-外 1-38	平成 31 年 2 月 1 日	7,000,000,000 円	該当なし
30-外 1-39	平成 31 年 2 月 1 日	1,233,000,000 円	該当なし
30-外 1-40	平成 31 年 2 月 28 日	510,000,000 円	該当なし
30-外 1-41	平成 31 年 3 月 1 日	250,000,000 円	該当なし
30-外 1-42	平成 31 年 3 月 15 日	600,000,000 円	該当なし
30-外 1-43	平成 31 年 3 月 15 日	200,000,000 円	該当なし
30-外 1-44	平成 31 年 3 月 20 日	350,000,000 円	該当なし
30-外 1-45	平成 31 年 4 月 5 日	510,000,000 円	該当なし
30-外 1-46	平成 31 年 4 月 18 日	200,000,000 円	該当なし
30-外 1-47	平成 31 年 4 月 19 日	150,000,000 円	該当なし
30-外 1-48	平成 31 年 4 月 19 日	150,000,000 円	該当なし
30-外 1-49	平成 31 年 4 月 24 日	300,000,000 円	該当なし
実 績 合 計 額		38,182,800,000 円	減額総額 0 円

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 461,817,200,000 円

(発行残高の上限を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実 績 合 計 額	該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし	該当なし

【残高】(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 当行は、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

目 次

頁

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	37
第二部 公開買付けに関する情報	38
第三部 参照情報	39
第1 参照書類	39
第2 参照書類の補完情報	39
第3 参照書類を縦覧に供している場所	40
第四部 保証会社等の情報	41
第1 保証会社情報	41
第2 保証会社以外の会社の情報	41
第3 指数等の情報	43
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	44
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	45
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	71

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海銀行） 2020年11月17日満期 早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債（株式会社日立製作所） (以下「本社債」という。) (注1)
売出券面額の総額または売出振替社債の総額	400,000,000円 (注2)
売出価額の総額	400,000,000円
売出しに係る社債の所有者の住所および氏名または名称	株式会社SBI証券（以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	500,000円（以下「額面金額」という。）
利 率	年5.20% (注3)
償還期限	2020年11月17日 (注4)
摘要	(1) 本社債につき、個別の格付は取得していない。 (2) 本社債のその他の主要な事項については、下記「売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注1) 本社債は、発行会社のミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2019年5月16日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、2019年3月13日付誓約証書（以下「誓約証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、いずれも英文である、2019年3月13日付募集目論見書（その後に発行された補足を含み、以下「海外目論見書」という。）および本社債に係る補足条件書（以下「補足条件書」という。）に記載されている。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

(注2) 本社債は、ユーロ市場で発行され、日本で売り出される。本社債のユーロ市場における発行券面総額は、400,000,000円である。本書において、「円」は、日本国法定通貨である日本円をいう。

(注3) 本社債の付利は2019年5月17日より開始する。

(注4) 本社債は、下記「売出社債のその他の主要な事項 2. 償還および買入れ」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。

2 【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%
申込期間	2019年4月24日から2019年5月16日まで
申込単位	500,000円
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の本店および日本国内の各支店（注1）
売出しの委託を受けた者の住所、氏名または名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
摘要	2019年5月17日を受渡期日とする。

(注1) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出入との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出入からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を売出入に提出しなければならない。

(注2) 本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）に基づきまたは米国のいざれかの州もしくはその他の管轄域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。また、そのように登録される場合を除き、米国内において、または米国人に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の勧誘または売り付けを行ってはならない。ただし、レギュレーションSに依拠する国外取引で非米国人に対する場合または米国証券法の登録義務の免除もしくは当該登録義務に服しない取引に従う場合で、かつ、その他の適用ある証券法を遵守する場合はこの限りではない。本項において使用される用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注3) 本社債は、米国税法のTEFRA Dに従う。米国内国歳入庁の規則により認められた場合を除き、米国もしくはその属領内において、または、米国人（United States Person）に対して、本社債の募集、売出しちゃは交付を行ってはならない。本項において使用される用語は、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

用語の定義

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「受渡障害事由」とは、

対象株式の市場における流動性の欠如によって、発行会社が本社債に基づく償還株式数の受渡を満期償還日に行うことができないまたはその手配ができないと計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定した場合をいう。

「営業日」とは、

東京において商業銀行および外国為替市場が営業しており、かつ支払決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「終値」とは、

東京証券取引所が公表する、関連する日における東京証券取引所の判定時における対象株式の円での価格をいう。当該価格は、参照レベル調整事由が発生した場合、計算代理人により調整される。下記「2. 償還および買入れ（5）障害事由および調整事由」を参照のこと。

「合併日」とは、

合併事由（下記「2. 償還および買入れ（5）障害事由および調整事由」に定義される。）のクロージング日をいう。当該合併事由に適用される現地法に基づきクロージング日を決定できない場合、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定するその他の日をいう。

「関連取引所」とは、	対象株式に関連する先物取引またはオプション取引の市場全体に重大な影響を有する各取引所または相場システム（計算代理人が決定する。）をいう。
「計算代理人」とは、	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドをいう。
「現金調整額」とは、	下記「2. 償還および買入れ（1）満期における償還」に定義される。
「公開買付日」とは、	公開買付事由（下記「2. 償還および買入れ（5）障害事由および調整事由」に定義される。）に関し、適用ある保有割合基準を満たす数の議決権付株式が実際に買い付けられたか、その他取得された日（計算代理人が決定する。）をいう。
「行使価格」とは、	当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、当初価格に行使レベルを乗じた金額（ただし、小数第3位を四捨五入する。）をいう。
「行使レベル」とは、	100%とする。
「交付費用」とは、	計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、譲渡人より該当する保有者のための償還株式数の購入、譲渡、交付その他処分によって生じるまたはそれらに関連するすべての費用、税金、負担および／または支出（印紙税、印紙保留税および／またはその他費用、負担または税金を含む。）をいう。
「最終価格」とは、	最終判定日における対象株式の終値をいう。
「最終判定日」とは、	最終の利払日（すなわち満期償還日）に係る判定日をいう。
「参照レベル調整事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ（5）障害事由および調整事由」に定義される。
「市場障害事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ（5）障害事由および調整事由」に定義される。
「障害日」とは、	東京証券取引所または関連取引所が通常の取引のために開設されないまたは市場障害事由が生じた予定取引日をいう。
「償還株式数」とは、	下記「2. 償還および買入れ（1）満期における償還」に定義される。
「潜在的調整事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ（5）障害事由および調整事由」に定義される。
「早期終了額」とは、	早期償還される本社債に關し、裏付けとなる取引、関連するヘッジ取引および／または資金調達取決めを解消する際に発行会社および／またはその関係者に生じる合理的な経費および費用を差し引いた、発行会社が（善意にかつ商業上合理的な方法で）および／または場合により計算代理人が決定する、早期償還される日の直前の本社債の公正市場価値をいい、また、当該公正市場価値の計算は、当該早期償還が生じなければ、当該早期償還される日の後に支払期

日が到来するであろう本社債に関する発行会社の支払義務の経済的な等価性を本社債権者に対して維持する効果を有しなければならない。下記「6. 債務不履行事由および清算」に基づく債務不履行事由（下記「6. 債務不履行事由および清算（1）債務不履行事由」に定義される。）または発行会社の清算の後の公正市場価値の計算のためににおいてのみ、本社債の公正市場価値の決定に際して発行会社の信用度は考慮せず、発行会社は本社債に関する義務を完全に履行することができるとみなす。

「早期償還額（税務）」とは、

早期償還される本社債に関し、裏付けとなる取引、関連するヘッジ取引および／または資金調達取決めを解消する際に発行会社および／またはその関係者に生じる合理的な経費および費用を差し引いた、発行会社が（善意にかつ商業上合理的な方法で）および／または場合により計算代理人が決定する、早期償還される日の直前の本社債の公正市場価値をいい、また、当該公正市場価値の計算は、当該早期償還が生じなければ、当該早期償還される日の後に支払期日が到来するであろう本社債に関する発行会社の支払義務の経済的な等価性を本社債権者に対して維持する効果を有しなければならない。下記「6. 債務不履行事由および清算」に基づく債務不履行事由または発行会社の清算の後の公正市場価値の計算のためににおいてのみ、本社債の公正市場価値の決定に際して発行会社の信用度は考慮せず、発行会社は本社債に関する義務を完全に履行することができるとみなす。

「早期消滅決済額」とは、

計算代理人の単独かつ絶対的裁量に基づく意見として定められる、本社債の消滅の代償としてその状況における公正な金額をいう。

「対象株式」とは、

株式会社日立製作所（以下「対象会社」という。）の発行済み普通株式（証券コード：6501）をいう。

「追加障害事由」とは、

下記「2. 償還および買入れ（5）障害事由および調整事由」に定義される。

「東京証券取引所」とは、

東京証券取引所、それを承継する取引もしくは相場システム、またはそれを代替する取引もしくは相場システムで対象株式の取引が一時的に移転されているもの（ただし、計算代理人が、かかる一時的な代替取引または相場システムにおける対象株式の流動性が東京証券取引所と相応するものと判断する場合に限る。）をいう。

「当初価格」とは、

当初価格決定日に計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、対象株式の当初価格決定日における終値をいう。

「当初価格決定日」とは、

2019年5月17日（または同日が予定取引日に当たらない場合、直後の予定取引日）をいう。ただし、計算代理人の意見として、障害日に当たらないことを条件とする。当該日が障害日とされる場合、当初価格決定日は障害日ではない直後の予定取引日とする。ただし、予定した当初価格決定

日（障害日とされる事由が生じていなければ当初価格決定日とされるはずであったもとの日をいう。以下同じ。）の直後の2予定取引日が連続して障害日とされる場合、(1)予定した当初価格決定日の直後の2予定取引日目の日を、障害日であっても当初価格決定日とみなし（以下「みなし決定日」という。）、(2)計算代理人は誠実にみなし決定日の判定時における対象株式の価値を算定するものとする。

「特別配当」とは、

計算代理人がその絶対的裁量で定める、対象会社が配当宣言し該当する対象株式の理論価値を希薄化する効果のある対象株式1株あたりの金額をいう。疑義を避けるために付言すると、特別配当は、潜在的調整事由の発生のみに関係する。

「取引所営業日」とは、

東京証券取引所または関連取引所がその予定取引終了時の前に終了するか否かにかかわらず、東京証券取引所および各関連取引所がそれぞれの通常の取引のために開設されている予定取引日をいう。

「ノックアウト価格」とは、

当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、対象株式の当初価格の105%に相当する金額（ただし、小数第3位を四捨五入する。）をいう。

「ノックアウト早期償還額」とは、

各本社債につき、額面金額の100%に相当する金額をいう。

「ノックアウト早期償還事由」とは、

最終判定日を除く、各判定日において計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で対象株式の終値がノックアウト価格と等しいかそれを超えると決定した場合、当該判定日において発生したとみなされるものをいう。

「ノックアウト早期償還日」とは、

ノックアウト早期償還事由が発生した判定日の直後の利払日をいう。当該利払日が営業日に当たらない場合、翌営業日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

「ノックイン価格」とは、

当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、当初価格にノックインレベルを乗じた金額（ただし、小数第3位を四捨五入する。）をいう。

「ノックイン事由」とは、

ノックイン事由観察期間において、いずれかの予定取引日における対象株式の終値がノックイン価格と等しいかこれを下回ると計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定した場合に発生したとみなされるものをいう。

「ノックイン事由観察期間」とは、

2019年5月17日（同日を含む。）から最終判定日（同日を含む。）までの期間をいう。

「ノックインレベル」とは、

70%とする。

「端数相当株」とは、

下記「2. 償還および買入れ (1) 満期における償還」に定義される。

「判定時」とは、

対象株式について関連する日の東京証券取引所の予定取引終了時をいう。ただし、東京証券取引所が予定取引終了時より前に終了した場合、かかる実際の終了時とする。

「判定日」とは、

各利払日（当該利払日が営業日に当たらない場合、翌営業日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、直前の営業日とする。）の5予定取引日前の日をいう。当該日が障害日とされる場合、障害日でない直後の予定取引日を判定日とする。ただし、予定した判定日（障害日とされる事由が生じていなければ判定日とされるはずであったとの日をいう。以下同じ。）の直後の2予定取引日が連続して障害日とされる場合、(1)予定した判定日の直後の2予定取引日目の日を、障害日であっても、判定日とみなし（以下「みなし判定日」という。）、(2)計算代理人は誠実にみなし判定日の判定時における対象株式の価値を算定するものとする。

「振替決済障害事由」とは、

発行会社の支配が及ぼない事由によりJASDEC（下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」に定義される。）またはその承継者が対象株式を振り替えることができないと、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する場合をいう。

「法の変更」とは、

発行日以降、(A)適用される法律もしくは規則（税法を含むが、これに限定されない。）の採用もしくは変更ゆえに、または(B)適用される法律もしくは規則の管轄権を有する裁判所、裁定機関もしくは規制当局による解釈の公布もしくは変更ゆえに、(X)対象株式を保有、取得もしくは処分することが違法となったか、または(Y)本社債に基づく発行会社の義務を履行する費用が著しく増加する（租税債務の増加、税制上の優遇措置の縮小、または発行会社の税務ポジションに対するその他の悪影響によるものを含むが、これらに限定されない。）、と発行会社が誠実に決定することをいう。

「満期償還日」とは、

2020年11月17日をいう。

「予定取引終了時」とは、

東京証券取引所、関連取引所または予定取引日について、予定取引日における東京証券取引所または関連取引所に係る平日の予定された終了時刻をいう。時間外または通常取引外の他の取引は考慮しない。本書日付現在、東京証券取引所の予定取引終了時は、日本時間午後3時である。

「予定取引日」とは、

東京証券取引所および関連取引所がそれぞれ通常の取引のために開設を予定している日をいう。

「臨時事由」とは、

合併事由、公開買付事由、国有化、倒産、倒産申立または上場廃止（国有化、倒産、倒産申立および上場廃止は、下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」に定義される。）をいう。

「JASDEC営業日」とは、

JASDECまたはその承継者が振替指示の受領および執行のため営業している日（または振替決済障害事由が発生しなければ営業していたはずの日）をいう。

売出社債のその他の主要な事項

1. 利 息

(1) 各本社債の利息は、額面金額 500,000 円の各本社債につき、年 5.20% の利率で、利息起算日である 2019 年 5 月 17 日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までこれを付す。利息の支払は、2019 年 8 月 17 日を初回とし、それ以降満期償還日（同日を含む。）まで、毎年 2 月 17 日、5 月 17 日、8 月 17 日および 11 月 17 日（以下の営業日の処理規定に従うものとし、それぞれ「利払日」という。）に、利息起算日または直前の利払日（それぞれ同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下「利息期間」という。）について、下記「3. 支払」の規定に従って後払いでの支払われる。各利払日には、該当する利息期間について、額面金額 500,000 円の各本社債につき 6,500 円が後払いされる。

利払日が営業日に当たらない場合、翌営業日を利払日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、当該利払日は直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、利息期間および支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

対象株式の終値の推移

下記の表は、2015 年から 2018 年までの各年および 2018 年 5 月から 2019 年 4 月までの各月の対象株式の東京証券取引所における株価の終値の最高値と最安値を表したものである。ただし、かかる期間において対象会社について合併などの事由が生じている場合、または対象株式について株式併合もしくは株式分割が行われている場合には、効力発生前の株価は当該事由を考慮して調整された値で表記されている場合がある。これは、投資家に対する参考のために対象会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものである。対象株式の終値の過去の推移は、対象株式の終値の将来の変動を示唆するものではなく、また本社債の価値を示すものでもない。下記の対象株式の終値の過去の推移は、本社債の満期まで対象株式の株価が同様に変動することを示すものではなく、本社債の市場価値を示すものでもない。

＜株式会社日立製作所の株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2015 年から 2018 年までの年次毎および 2018 年 5 月から 2019 年 4 月の月次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2015 年	4,600.00	2,960.00
2016 年	3,383.00	2,015.50
2017 年	4,540.50	2,863.50
2018 年	4,700.00	2,792.00

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2018年5月	4,363.00	3,972.00	2018年11月	3,580.00	3,220.00
2018年6月	4,173.50	3,841.50	2018年12月	3,424.00	2,792.00
2018年7月	4,051.00	3,762.50	2019年1月	3,583.00	2,859.00
2018年8月	3,897.00	3,585.00	2019年2月	3,539.00	3,335.00
2018年9月	3,894.00	3,503.00	2019年3月	3,633.00	3,154.00
2018年10月	3,834.00	3,188.00	2019年4月	3,775.00	3,623.00

出典：ブルームバーグ L P

(注) ただし、2019年4月は4月18日まで。2019年4月18日の東京証券取引所における株式会社日立製作所の株価の終値は3,680.00円であった。

(2) 利息の発生は、本社債が償還される日に停止する。ただし、本社債の適法な呈示または引渡し（必要である場合）がなされたにもかかわらず、償還額（場合により、満期償還額（下記「2. 債還および買入れ（1）満期における償還」に記載する方法に従って決定される。）、早期償還額（税務）または早期終了額およびその他本社債の要項に規定するまたはそれに従って決定される償還金額の性質を有するその他の金額を意味する。）の全額の支払が不当に留保、拒絶その他不払いとなった場合、支払が不当に留保、拒絶その他不払い（請求または判決の前後を含む。）となった元本に対し、当該本社債の適法な呈示または引渡しがなされ（必要である場合）、当該支払が行われた日まで、または、かかる日より早い場合（支払の前提条件として当該本社債の呈示または引渡しが必要ではない場合を除く。）、発行支払代理人（下記「4. 支払代理人」に定義される。）が当該支払を行う資金を受領後、当該必要な資金を受領した旨を当該本社債の保有者（以下「本社債権者」という。）に対して下記「10. 通知」に従い通知した日の翌日より7日目の日まで（ただし、その後本社債権者に対する支払に不履行があった場合を除く。）、継続して適用ある利率による利息が発生する。

各本社債につき支払われる利息の金額は、各本社債の額面金額に、該当する期間に応じて適用ある利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される。ただし、1円未満を四捨五入する。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものという。

「Y2」とは、計算期間の末日の翌日が属する年を数字で表したものという。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものという。

「M2」とは、計算期間の末日の翌日が属する暦月を数字で表したものという。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものという。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものという。ただし、かかる数字が 31 であり、D1 が 29 より大きい数字の場合、D2 は 30 になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

疑義を避けるために付言すると、ノックアウト早期償還事由が発生する判定日に関するノックアウト早期償還日についても利息の金額（もしあれば）は支払われるが、それ以降に利息の金額が支払われることはない。

- (3) 計算代理人が付与、表示、行為または取得するすべての証明、通信、意見、判定、計算、建値および決定は、故意、悪意または明白な誤りが無い限り、発行会社、発行支払代理人ならびに本社債および利札の保有者を拘束し、計算代理人はその権限、義務および裁量の行使または不行使についての責任を発行会社ならびに本社債および利札の保有者に負わない。

2. 債還および買入れ

(1) 満期における償還

本社債が早期償還または買入消却されない限り、各本社債について満期償還日に支払われる満期償還額は、以下に記載する方法に従って計算代理人の単独かつ絶対的裁量で決定される。

- (a) 対象株式の最終価格が行使価格と等しいかそれを超える場合：

$$\text{額面金額} \times 100\%$$

- (b) 対象株式の最終価格が行使価格未満となったが、ノックイン事由が発生していない場合：

$$\text{額面金額} \times 100\%$$

- (c) 対象株式の最終価格が行使価格未満となり、かつノックイン事由が発生した場合：

発行会社（または関連会社、子会社その他発行会社グループの事業体）は、各本社債について、満期償還日において、本社債権者に対して、(a) 債還株式数を交付し（振替決済障害事由が発生および継続していないことを条件とする。）、(b) 現金調整額を支払わなければならない。

「償還株式数」とは、額面金額を行使価格で除した数をいう（売買単位（本書提出日現在、100 株。売買単位は対象会社の定款変更その他により変更される場合がある。）に満たない数を切り捨てる。）。端数は現金決済の対象となり（下記(iii)を参照のこと。）、参照レベル調整事由に規定する事由が発生した場合、計算代理人による調整の対象となる。

- (i) 満期償還日において振替決済障害事由が発生し継続している場合、償還株式数の交付は振替決済障害事由が消滅するまで延期される。

- (ii) 債還株式数は、額面金額毎に計算される。

(iii) 疑義を避けるため付言すると、交付される償還株式数が、対象株式の売買単位（または売買単位の整数倍）に満たないか対象株式の端数を構成する場合、売買単位の最大整数倍が償還株式数として交付され、対象株式の売買単位に満たない残りの端数（以下「端数相当株」という。小数第6位を四捨五入する。）は交付されない。端数相当株については、発行会社は本社債権者に対して、下記の計算に基づく現金（1円未満を四捨五入する。）（以下「現金調整額」という。）を交付しなければならない。

最終価格×端数相当株

(iv) 偿還株式数の交付は、関連する本社債権者が、計算代理人および／またはディーラーに対して、すべての交付費用について計算代理人および／またはディーラーが満足する支払をするまでなされない。本社債権者は、計算代理人に対して、償還株式数を本社債権者に譲渡および交付する際に生じる印紙税その他の費用を支払わなければならない。

満期償還日が営業日に当たらない場合、翌営業日を満期償還日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、当該満期償還日は直前の営業日とする。）。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

(2) ノックアウト早期償還

ノックアウト早期償還事由が発生した場合、本社債は償還され、発行会社により、ノックアウト早期償還日において、ノックアウト早期償還額が支払われる。

(3) 税務上の理由による早期償還

本社債に関し、本社債の発行日以後に有効となった、香港、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは機関の法令または決定の変更、あるいは、かかる法令または決定の解釈または運用の変更の結果として、発行会社が下記の「8. 課税上の取扱い」に基づき、追加額を支払うことを求められる場合、発行会社はその裁量により、本社債権者に対し、「10. 通知」に従い30日以上60日以下の通知（かかる通知は取消不能とする。）をした上で、未償還の本社債のすべて（一部は不可）を、早期償還額（税務）で、経過利息（もしあれば）とともに、償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、本社債に関する支払期日が到来したと仮定すれば発行会社がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前より早く行うことはできない。

(4) 不可抗力を理由とする早期償還

本社債に基づく発行会社の義務（または本社債に関連して設定された裏付けとなる取引、ヘッジ取引もしくは資金調達取決めに基づく発行会社もしくは発行会社の関係者の義務）の履行の全部または一部が、違法または実務上不能（適用される現在もしくは将来の法律、規定、規則、判決、命令もしくは指令、または政府、行政、立法もしくは司法当局もしくは権限者の要件もしくは要請に従った結果である場合を含むが、これらに限定されない。）になったと計算代理人がその絶対的裁量で決定した場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の当該義務を解消する権利を有するものとする。かかる状況において本社債は、発行会社の選択により、本社債に基づく発行会社の義務または裏付けとなる取引、関連するヘッジ取引および／もしくは資金調達取決めに

関して発行会社および／またはその関係者に生じた合理的な経費および費用（かかる関連するヘッジ取引および資金調達取決めを解消する費用を含むが、これらに限定されない。）を十分に斟酌して調整した、かかる早期償還直前の（当該早期償還に至った事情は考慮に入れない。）本社債の公正市場価値に等しい金額（計算代理人が善意にかつ商業上合理的な方法で決定する。）で、償還されることができ、また、かかる計算は、当該早期償還が生じなければ、当該早期償還後に支払期日が到来するであろう本社債に関する発行会社の支払義務の経済的な等価性を本社債権者に対して維持する効果を有しなければならない。

(5) 障害事由および調整事由

計算代理人は、隨時、場合に応じて対象株式または対象会社に関し、参照レベル調整事由が発生したか否かを決定するものとする。計算代理人が、かかる事由が発生したと決定した場合、計算代理人が本社債の要項に従い行うことのできるその他の選択、調整または代替を損なうことなく、計算代理人は、対象株式の当初価格、最終価格もしくは終値、または本社債のその他の諸条件に対し、その単独かつ絶対的裁量で適切とみなす調整を行うことができる。

本書において矛盾がある場合、計算代理人は、参照レベル調整事由、振替決済障害事由もしくは臨時事由、または本書に記載する各事由のいずれを適用するかを、その単独かつ絶対的裁量で決定することができる。

「参照レベル調整事由」とは、計算代理人の裁量により、本社債の要項（対象株式の当初価格、最終価格および／または終値を含むがこれらに限定されない。）を調整する結果となる市場障害事由、潜在的調整事由、臨時事由または追加障害事由をいう。

(a) 市場障害事由

「市場障害事由」とは、対象株式に関し、下記(I)または(II)に記載の事由をいう。

(I) 関連する判定時までの1時間の間に、下記(i)または(ii)の事由が発生または存在すること

(i) 東京証券取引所または関連取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことその他の理由により、(A)東京証券取引所での対象株式の取引または(B)関連取引所での対象株式に関する先物もしくはオプション取引について、東京証券取引所または関連取引所その他による取引の停止または取引制限

(ii) 市場参加者により、(A)東京証券取引所で対象株式の取引を行うもしくは対象株式の市場価値を把握する、または(B)関連取引所で対象株式に関する先物もしくはオプション契約を行うもしくはかかる契約の市場価値を把握することが一般に障害される事由（計算代理人が決定する。）（下記(II)の事由を除く。）

上記いずれの場合も、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で重大と決定するときとする。

(II) 取引所営業日において、東京証券取引所または関連取引所のいずれかが、その取引所の予定取引終了時よりも前に終了すること。ただし、(A)当該取引所営業日における当該取引所の通常取引が実際に終了した時点、または(B)当該取引所営業日の判定時における執行のため東京証券取引所もしくは関連取引所のシステムにおける注文の最終受付時

点のいずれか早い方の 1 時間以上前に、かかる早期終了が当該取引所により発表された場合、この限りではない。

(b) 振替決済障害事由

計算代理人は、隨時、その単独かつ絶対的裁量で、振替決済障害事由が発生したか否かを決定しなければならない。計算代理人が振替決済障害事由の発生を決定し、当該振替決済障害事由が発生しなければ決済日（すなわち満期償還日）となっていた日に対象株式を受け渡すことが障害された場合、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）またはその承継者を介して対象株式の振替が可能となった最初の日を決済日とする。ただし、振替決済障害事由が発生していないければ決済日となっていた日から 8 JASDEC 営業日連続で、振替決済障害事由により決済が障害される場合、この限りではない。この場合、(a)他の商業上合理的な方法により対象株式を受け渡すことが可能と計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する場合、8 JASDEC 営業日目の日に実行される対象株式の売却の決済が、計算代理人がその単独の絶対的裁量で決定する他の商業上合理的な受渡方法（受渡のかかる他の方法は、対象株式の受渡の目的において適用ある決済機関とみなされる。）を用いたときに一般的に行われるはずの最初の日を決済日とし、(b)他の商業上合理的な方法で対象株式を受け渡すことができないと計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する場合、JASDEC もしくはその承継者を介してまたは商業上合理的な他の方法で受渡が実施できるときまで、決済日は延期される。

(c) 受渡障害事由

計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、受渡障害事由が発生したと決定した場合、計算代理人は発行会社に通知し、発行会社は速やかに該当する本社債権者に通知するものとし、発行会社は、下記のいずれかを行うことができる。

- (i) 発行会社の単独かつ絶対的裁量で、償還株式数の受渡義務は消滅すると決定し、償還株式数の受渡がなされない対価としてその状況において公正であると計算代理人が単独かつ絶対的裁量で判断する金額を支払う。この場合、各本社債権者の償還株式数の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は当該金額の支払がなされたときに完全に履行されたものとする。
- (ii) 儻還株式数のうち、発行会社が満期償還日に受け渡すことのできる数（もしあれば）を満期償還日に受け渡し、残りの償還株式数の受渡がなされない対価としてその状況において公正であると計算代理人が単独かつ絶対的裁量で判断する金額を支払う。この場合、各本社債権者の償還株式数の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は当該金額の支払がなされたときに完全に履行されたものとする。

本項の適用がある場合、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で実務的と決定する限りにおいて、本項は本社債権者間において案分計算で適用されるものとする。ただし、切捨処理（支払額が受け渡される株式数かは問わない。）、かつ、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で、当該定めを実務的に実施するために適切と決定するその他の調整に服する。

(d) 対象株式に影響を与える調整および臨時事由

(x) 調整

計算代理人は隨時、その単独かつ絶対的裁量で、潜在的調整事由が発生したか否かを決定するものとし、かかる事由が発生したと計算代理人が決定した場合、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で、当該潜在的調整事由が該当する対象株式の理論価値を希薄化または増大化する効果があるか否かを決定する。かかる効果を有すると決定した場合、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続すると決定した場合、計算代理人は、満期償還額を算出する式、各本社債が関係する対象株式の数、本社債または他の調整に従い受け渡され得る株式、その他の有価証券またはその他の財産の額、数または種類に対し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整（もしあれば）を行うことができ、いかなる場合も当該希薄化または増大化する効果を斟酌するために計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する、本社債の決済または支払条件に関連するその他の変動要素に対するその他の調整を行うことができ、かかる調整の効力発生日を、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定することができる。

計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で選択する日をもって消滅するものとし、満期償還額を受け取る本社債権者の権利は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払をもって完全に履行されたものとする。

「潜在的調整事由」とは、下記(i)から(vii)までのいずれかをいう。

- (i) 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（合併事由（以下に定義される。）による場合を除く。）、または無償、資本組入れ、もしくは類似の発行による既存株主に対する無償交付もしくは株式配当。
- (ii) (1)対象株式、(2)配当および／もしくは対象会社の清算分配金につき当該対象株式の株主に対する支払と同等もしくは比例して支払を受ける権利を付与するその他の株式資本もしくは有価証券、(3)スピンオフその他類似の取引の結果として対象会社が直接的もしくは間接的に取得もしくは保有する他の発行会社の株式資本その他の有価証券、または(4)その他の種類の有価証券、権利、ワラントその他の資産のいずれかの、対象株式の既存株主に対する分配、発行または配当。いずれの場合もそれらに対する支払が、現金その他の対価によるかを問わず、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する市場価格を下回る場合に限るものとする。
- (iii) 特別配当。
- (iv) 全額払込済みでない対象株式に関する、対象会社による払込請求。
- (v) 対象会社またはその子会社による対象株式の買戻し（利益または資本のいずれを原資とするか、買戻しの対価が現金、有価証券その他であるかを問わない。）。
- (vi) 対象会社に関し、一定の事由が発生した場合、計算代理人が決定する市場価格を下回る価格により優先株式、ワラント、債務証書または新株予約権を発行することを定める敵対的買収防衛策としての株主ライツプランその他の取決めに従い、対象会社の普通株式その他の資本から、株主権が分配または分離される結果となる事由。ただし、

かかる事由の結果として実施する調整は、当該権利の償還時に再調整されるものとする。

(vii) 対象株式の理論価値を希薄化または増大化する効果のあるその他の事由。

(y) 合併事由および公開買付事由

合併日が満期償還日以前である合併事由の発生後、または公開買付日が満期償還日以前である公開買付事由の発生後に、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続すると決定した場合、計算代理人は、(i)当該合併事由または公開買付事由の当該本社債に対する経済的影响（当該合併事由または公開買付事由に関するオプション市場により行われる、当該オプション市場で取引される対象株式についてのオプションに対する調整を参考にすることにより決定できるが、それに従う必要はない。）を斟酌し、計算代理人が適切と決定する本社債の行使、決済、支払その他の条件に対して、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整（もしあれば）を行うことができ（ただし、対象株式または当該本社債に関連するボラティリティ、予定配当、借株料または流動性の変化のみを斟酌した調整は行わない。）、(ii)その調整の効力発生日を決定することができる。計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する日をもって消滅するものとし、本社債権者の償還株式数または満期償還額（場合による）の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払をもって完全に履行されたものとする。

「合併事由」とは、下記(i)から(iv)までのいずれかをいう。

- (i) すべての発行済の対象株式の他の事業体または第三者への譲渡または取消不能の譲渡約定を伴う対象株式の種類変更または変更。
- (ii) 対象会社の他の事業体または第三者との新設合併、吸収合併または拘束力ある株式交換（対象会社が存続主体であり、すべての発行済の対象株式の種類変更または変更を生じない新設合併、吸収合併または拘束力ある株式交換の場合を除く。）。
- (iii) 他の事業体または第三者による買入れその他の方法による対象会社の発行済の対象株式の100パーセントを取得するための買収の申し出、公開買付、エクスチェンジオファー、勧誘、提案その他の事由で、対象株式（当該他の事業体または第三者が所有または支配している対象株式を除く。）の譲渡または取消不能の譲渡約定をもたらすもの。
- (iv) 対象会社またはその子会社と他の事業体との新設合併、吸収合併または拘束力ある株式交換で、対象会社が存続主体であり、対象会社のすべての発行済の対象株式の種類変更または変更を生じないものの、かかる事由の直前の発行済の対象株式（当該他の法人により所有または支配されている株式を除く。）の数が、かかる事由直後の発行済の対象株式の数の50パーセント未満となる新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換。ただし、いずれの場合も、合併日が判定日または満期償還日（本社債が対象株式または償還株式数の受渡により償還される場合）以前となる場合に限るものとする。

「公開買付事由」とは、政府もしくは自主規制機関への届出または計算代理人が関連する
とみなすその他の情報に基づき、事業体または第三者が、対象会社の発行済議決権株式の
10 パーセント超 100 パーセント未満を購入、または転換その他の方法により取得もしくは
取得する権利を有する結果になると計算代理人が決定する当該事業体または第三者による買
収の申し出、公開買付、エクスチェンジオファー、勧誘、提案その他の事由をいう。

(z) 国有化、倒産、倒産申立または上場廃止

計算代理人は、以下の場合に、その単独かつ絶対的裁量で本社債を継続させるか否かを決
定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。
計算代理人が、本社債を継続すると決定した場合、計算代理人は、当該国有化、倒産、倒産
申立または上場廃止の当該本社債に対する経済的影响を斟酌し、計算代理人がその単独かつ
絶対的裁量で適切と決定する調整を行うことができる。

- (i) 対象株式のすべて、または対象会社の資産のすべてもしくは実質的にすべてが、国有
化されるか、または、政府の機関、当局、主体もしくはこれらの外部機関に取得され
るか、もしくは譲渡することを求められる場合（以下「国有化」という。）。
- (ii) 対象会社の任意的または強制的な解散、破産、倒産、整理もしくは清算、または類似
の影響を与える手続のため、(a)対象会社の対象株式のすべてを、管財人、清算人そ
の他類似の公職者に譲渡することを求められるか、または(b)対象株式の保有者が、
それらを譲渡することを法により禁止されるようになる場合（以下「倒産」という。）。
- (iii) 対象会社が、倒産もしくは破産の判決、または破産法、倒産法もしくは債権者の権利
に影響を与えるその他類似の法に基づくその他の救済を求める手続を開始するか、同
社が設立された管轄区域もしくは同社の本社もしくは本店の管轄区域において倒産、
再生もしくは規制に関する同社に対する主たる管轄権を有する規制者、監督者もしくは
類似の公職者により同社に対するかかる手続が開始されるか、対象会社が、かかる
手続に同意するか、対象会社の清算もしくは解散の申立てが、同社もしくは上記の規
制者、監督者もしくは類似の公職者により提出されるか、または対象会社がかかる申
立てに同意する場合（以下「倒産申立」という。ただし、債権者により開始される手
続または提出される申立てで、対象会社が同意していないものは、倒産申立とみな
ないものとする。）。
- (iv) 東京証券取引所が、当該取引所の規則に従い、対象株式が何らかの理由（合併事由ま
たは公開買付事由を除く。）で上場、取引または公開市場での値付けを中止され（ま
たは将来中止され）、日本国に所在する取引所または相場制度において直ちに上場、
取引または公開市場での値付けが再開されない、と発表する場合（以下「上場廃止」
といふ。）。

計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債
は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する日をもって消滅するものとし、本社債
権者の償還株式数または満期償還額（場合による）の受領権は消滅し、本社債に基づく発行
会社の義務は、早期消滅決済額の支払をもって完全に履行されたものとする。

(e) 追加障害事由

追加障害事由の発生後、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続させると決定した場合、計算代理人は、本社債に基づき譲渡され得る対象株式、その他の財産または有価証券の額、数または種類（上記の満期償還額の算出式を含むが、これに限定されない。）に対し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整（もしあれば）を行うことができ、また、当該追加障害事由の当該本社債に対する経済的影响を斟酌し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定するその他の調整を行うことができる。かかる変更または調整は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する日に効力を生ずるものとする。計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で選択する日をもって消滅するものとし、本社債権者の償還株式数または満期償還額（場合による）の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払をもって完全に履行されたものとする。追加障害事由の発生または継続の結果として、発行会社が本社債に関する支払または受渡を行なう義務を一時停止しなければならないと計算代理人が決定した限度で、本社債権者は、かかる一時停止に関し利息その他の代償を得る権利を有しないものとする。

本社債に関する「追加障害事由」は、法の変更を意味する。

(f) その他調整

本社債の価値に影響を与えるまたはその可能性があると計算代理人が（その裁量で、ただし合理的に）決定する事由が発生した場合、計算代理人は、本社債が関係する対象株式の数および／または種類、ならびに本社債のその他の行使、決済、支払その他の条件に対し、（計算代理人の裁量で、ただし合理的に）追加の調整（本社債に基づき譲渡され得る現金、株式、その他の有価証券または財産の金額、数または種類を含むが、これらに限定されない。）を行い、当該調整の発効日を決定することができる。

(6) 交付通知

償還株式数を受領するためには、各社債権者は、満期償還日の最低3暦日以前に（または、発行会社、支払代理人、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク（それぞれ、下記「10.通知」に定義される。）および／または他の該当する決済機関にとって、それぞれの本社債に基づく義務を履行するのに必要であると発行会社が判断し、直ちに支払代理人および本社債権者に当該事項を通知した場合、それより前の日）、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関に対して、発行会社のその時々の承認を得た様式による、取消不能な形での通知（以下「交付通知」という。）を、発行支払代理人への写しとともに、送付しなければならない。交付通知には下記の事項を記載しなければならない。

- (a) 本社債権者の氏名および住所
- (b) 本社債権者が保有する本社債の数
- (c) 本社債が借方記入されるユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関（場合による）における本社債権者の口座番号

- (d) (A)満期償還日において、本社債権者の口座に本社債を借方記入することおよび(B)交付通知に記載されている本社債の譲渡を行わないことを、取消不能な形でユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関（場合による）に対して指図および授權すること
- (e) 交付通知に関連する本社債はいかなる先取特権、担保権、負担および第三者の権利の対象となっていない旨の本社債権者からの表明保証を含むこと
- (f) 対象株式の貸方記入を行うべき決済機関（JASDEC）の口座番号および口座名義
- (g) 交付費用（もしあれば）の取消不能な形での支払約束ならびに交付通知において指定されている本社債権者のユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関（場合による）における現金その他の口座から決済日以降に交付費用を借方記入する旨のユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関（場合による）に対する取消不能な形の指図
- (h) 発行会社が要求する様式での非米国人実質保有証明書
- (i) 行政手続または司法手続における交付通知の提出について授權すること

交付通知は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関に対して交付されると取消不能であり、発行会社の書面による同意なくして撤回できない。本社債権者は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関への当該交付通知の交付後は、交付通知の対象となる本社債を譲渡することはできない。

交付通知は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関が交付通知の対象となる本社債に関して事前に矛盾する指示を受けていない限度においてのみ有効である。

適切に交付通知を作成および交付しなかった場合、当該交付通知は無効とみなされることがある。当該通知が規定されたとおり適切に作成および交付されたか否かについての判断は発行支払代理人が行い、当該判断は発行会社および本社債権者を拘束する。

発行支払代理人は当該通知を受領後の現地銀行営業日において速やかに、発行会社または発行会社が事前に指定した者に対して、交付通知の写しを送付しなければならない。

対象株式の各本社債権者に対する交付は決済機関を通じて行われる。対象株式の交付または譲渡は関連する本社債権者のリスクにおいて行われ、交付が可能な最短日よりも後に行われたとしても、発行会社により追加的な支払はなされない。

(7) 買入れ

発行会社および発行会社に関連する子会社は、公開市場その他において隨時いかなる価格でも本社債を買い入れることができる。ただし、本社債に付された期限未到来の利札もともに買い入れられなくてはならない。

(8) 消却

上記「(7) 買入れ」に従って買い入れられた本社債および利札は、保有、消却もしくは再発行のための引渡し、または再販売のいずれもなされ得る。再発行または再販売された社債は、いず

れの目的においても、本社債と同一のシリーズを構成するものとみなされる。上記「(1) 満期における償還、(2) ノックアウト早期償還、(3) 税務上の理由による早期償還または(4) 不可抗力を理由とする早期償還」に従って償還された期限未到来の本社債と利札は直ちに消却され再発行または再販売することができない。

3. 支払

本社債に関して支払うべき金額（利息以外）の支払は、支払代理人の指定事務所での本社債の呈示および（一部支払の場合は除き）引渡しと引換えに行う。

本社債に付く利息に関する金額の支払は、下記のとおり行う。

- (i) 仮大券または恒久大券の場合、米国（仮大券または恒久大券において使用するときは、アメリカ合衆国およびその属領を意味する。）外の支払代理人の指定事務所での該当する仮大券または恒久大券の呈示に対して（以下の規定が適用される場合を除く。）、かつ、仮大券の場合、該当する仮大券において求められる適切な証明に対して、行う。
- (ii) 当初交付の時点で添付された利札とともに交付された確定社債券の場合、該当する利札の引渡しと引換えに、または利払いの予定日以外に支払うべき利息の場合、該当する確定社債券の呈示に対して、いずれの場合も米国外の支払代理人のいずれかの指定事務所で行う（以下の規定が適用される場合を除く。）。

本社債の利息について支払われるべき金額の支払は、米国内に所在する支払代理人の指定事務所でなされることはない。ただし、(a) 米国外に所在する支払代理人のすべての指定事務所における、支払期限が到来した当該本社債の利息につき支払われるべき金額の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により実質的に妨げられる場合、および(b) 適用される米国法によりかかる支払が許容される場合を除く。かかる場合、発行会社は直ちに、ニューヨーク市に指定事務所を有する追加の支払代理人を任命するものとする。

本社債に関して支払うべき金額の支払期日が関連金融センター日でない場合、本社債権者は、翌関連金融センター日までその支払を受ける権利を有しない。本社債権者は、当該日以降、現地銀行営業日に小切手による支払を受ける権利を有し、また現地銀行営業日、関連金融センター日、かつ指定口座が置かれている場所の該当する通貨での支払を商業銀行および外国為替市場が決済する日である日において、該当する指定口座への振込みにより支払を受ける権利を有する。利息その他を理由とするさらなる支払は、このように延期された支払に関しては行われないが、本社債の要項に従う支払の不履行がその後発生した場合、利息は、上記「1. 利息」で定めるとおりに引き続き発生するものとする。

「関連金融センター日」とは、東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日をいう。また「現地銀行営業日」とは、商業銀行が関連する本社債または場合により利札の呈示場所において営業（外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

添付された利札とともに当初交付された各確定社債券は、最終償還のためには、呈示し、かつ、期限未到来のすべての利札とともに引き渡す必要がある（償還額の一部支払の場合を除く。）。かかる期限未到来のすべての利札の引渡しがない場合、以下の定めに従うことを条件として、期限未到来の欠缺利札の金額（または全額の支払でない場合、かかる欠缺利札の金額のうち、支払済みとなる償還額の支払うべき総償還額に占める割合に相当する部分）は、当該最終償還において

本来支払うべき金額から控除し、このように控除した金額は、当該償還額の支払に適用される関連日（下記「8. 課税上の取扱い 香港の租税」に定義される。）から 10 年以内にいつでも、支払代理人のいずれかの指定事務所で、該当する利札の引渡しと引換えに支払う。

上記にかかわらず、確定社債券が発行され、期限未到来の利札が添付されずまたは引き渡されずに当該確定社債券が支払のために提示されたときに、前段落により控除することを要する金額が、本来支払うべき償還額より大きくなる場合、当該確定社債券の償還の期日に当該期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は無効となるものとする（それに関して支払は行わないものとする。）が、無効となる範囲は、無効にならない利札に関して前段落の定めが適用されたときに、前段落により控除することを要する金額が、本来支払うべき償還額より大きくならないために要する範囲とする。前文を適用するにあたり、ある確定社債券に関する期限未到来の利札のすべてではなく一部を無効にすることを要する場合、該当する支払代理人は、期限未到来の利札のいずれが無効になるかを決定するものとし、かかる目的においては、期日が早い方の利札に優先して期日が遅い方の利札を選択するものとする。

本社債に関する支払（元利金その他を問わない。）は、支払期日が到来した金額に係る通貨で、同者の指定する当該通貨の口座への振込みによってなされる。

すべての支払は、支払地において適用のある財政その他の法規制に従うほか（ただし、「8. 課税上の取扱い 香港の租税」の適用を排除するものではない。）、内国歳入法（下記「8. 課税上の取扱い 香港の租税」に定義される。）第 871 条(m)に基づき要求される源泉徴収または控除に服し、また、内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項に関する公的解釈、もしくはかかる条項に関する政府間の提案を実施する法律に基づき賦課される源泉徴収もしくは控除にも服する。

4. 支払代理人

発行支払代理人とその当初指定事務所は以下のとおりである。

名称： ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド

住所： 香港、クイーンズ・ロード・セントラル 1 番 HSBC メインビルディング 30 階

発行会社はいつでも、支払代理人（発行支払代理人を含む。）または計算代理人の任命を変更しまたは解任し、追加のもしくはその他の支払代理人または別の計算代理人を任命する権利を留保する。ただし、(i) 発行支払代理人、(ii) 上記「3. 支払」の第 3 段落で述べる状況においては、ニューヨーク市に指定事務所を有する支払代理人、および(iii) 計算代理人が常に置かれることとする。支払代理人および計算代理人は、いつでもそれぞれの指定事務所を同じ市の他の指定事務所に変更する権利を留保する。支払代理人、計算代理人またはそれらの指定事務所のすべての変更の通知は、下記「10. 通知」に従い発行会社が本社債権者に速やかに行う。

支払代理人および計算代理人は、プログラムに関する発行支払代理契約（以下「発行支払代理契約」という。）または自己の任命に関して締結するその他の契約に定める場合を除き、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債または利札の保有者に対する義務またはかかる保有者のための代理もしくは信託関係を引き受けるものではない。支払代理人および計算代理人はそれぞれ、発行支払代理契約または自己の任命に関して締結するもしくはこれに付随するその他の契約において、自らに明示的に課される任務および義務の履行についてのみ責任を負うものとする。

5. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接かつ無条件の無担保非劣後債務を構成し、本社債間では相互に優先せず同順位であり、その発行日において発行会社の他の現在および将来の無担保非劣後債務すべてと同順位（強制的で一般的に適用される法の規定により優先されるべき債務を除く。）である。

6. 債務不履行事由および清算

(1) 債務不履行事由

下記の事由または状況（以下「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由とする。すなわち、本社債に関する元利金の支払において、その支払期日に不履行があり、当該不履行が 14 日間継続した場合である。ただし、かかる支払遅延または支払拒絶が、(i)財政その他の法律もしくは規則もしくは管轄裁判所の命令を遵守するためであるか、または(ii)当該法律、規則もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合、当該 14 日間のいずれかの時点で得られた定評ある独立の法律顧問による有効性もしくは適用可能性についての助言に従うものであるときには、債務不履行事由とはならないものとする。

本社債に関して債務不履行事由が発生した場合、本社債権者は、発行会社への書面の通知により、発行支払代理人の指定事務所において、当該本社債および当該本社債についてその時点で発生しているすべての利息は直ちに期限の利益を喪失する旨宣言することができ、これにより当該本社債は、呈示、請求、異議申立てその他的一切の通知（当該本社債に含まれる相反する趣旨の定めにかかわらず、これらはすべて発行会社が明示的に放棄する。）を要求することなく、当該本社債について発生しているすべての利息（もしあれば）とともに、その早期終了額で直ちに支払われなければならない。ただし、それ以前に本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合、この限りではない。

(2) 清算

香港において発行会社を清算する命令が下されたか、またはかかる清算の有効な決議案が可決された場合（本社債権者の特別決議（発行支払代理契約に定義される。）によって事前に承認されている再建または合併の計画に関連して行う場合を除く。）、本社債権者は、発行会社への書面の通知により、発行支払代理人の指定事務所において、当該本社債および当該本社債についてその時点で発生しているすべての利息は直ちに期限の利益を喪失する旨宣言することができ、これにより当該本社債は、早期終了額で直ちに支払われなければならない。

(3) 他の救済の不存在

本社債もしくは利札について発行会社が負担する金額の回収または本社債、利札その他に基づく義務、条件もしくは条項の発行会社による違反について、本「6. 債務不履行事由および清算」に定められるものを除き、本社債権者および利札の保有者に認められる救済手段は存在しない。

7. 社債権者集会および修正

社債権者集会

発行支払代理契約には、本社債の要項、誓約証書（当該本社債に適用され得る限りにおいて）を修正するための特別決議（かかる特別決議の定足数は、増加された定足数であることを要す

る。) を含むがこれらに限定されない、本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を検討するために本社債の社債権者集会を招集することに関する規定が含まれている（かかる規定は、本書に組み込まれているかのように効力を有するものとする。）。本社債の社債権者集会で可決した特別決議は、当該本社債権者が集会に参加したか否かを問わず、本社債権者および本社債の利札の保有者のすべてを拘束するものとする。

加えて、(i)社債権者集会の通知を受ける権利を当該時点において有するすべての保有者を代表して署名された書面による決議または(ii)社債権者集会の通知を受領する権利を有するすべての本社債権者によるまたは本社債権者のための関連する決済機関を通しての電子的方法による同意（発行支払代理人が認めた様式による。）は、いずれも特別決議として効力を有する。書面によるかかる決議は、単一の文書または同一の様式による複数の文書によることができ、それぞれ1名以上の保有者によりまたは1名以上の保有者のために署名されるものとする。

修正

発行会社は、発行支払代理人の同意を得た上で、本社債権者または関連する利札（もしあれば）の保有者の同意なく、以下の事項を行うことができる。

- (a) 本社債権者の利益に損害を及ぼさない本社債の要項、本社債、利札、誓約証書、発行支払代理契約の修正（ただし、上述のとおり増加された定足数を要する修正を除く。）。
- (b) 本社債の要項、本社債、利札、誓約証書、発行支払代理契約の形式的、微細または技術的な修正、または明白な誤りを修正するためもしくは法律の強行規定を遵守するためになされる修正。

かかる修正は、本社債権者および利札保有者を拘束するものとし、当該修正後、下記「10. 通知」に従って実務上可能な限り速やかに本社債権者に通知するものとする。

8. 課税上の取扱い

香港の租税

- (1) 本社債に関する発行会社による支払はすべて（元利金その他を問わない。）、香港、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局によりまたはそのために、賦課、取立、徵収、源泉徵収または査定される一切の税金、賦課金その他の公租公課の請求から免除され、これらを源泉徵収または控除することなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徵収または控除が要求される場合、この限りではない。かかる場合、発行会社は、当該源泉徵収または控除が求められなかったならば保有者が受け取るはずであった金額を当該保有者が受け取ることとなるように、追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの支払のために呈示された本社債または利札に関しては、かかる追加額は支払われない。
 - (a) 本社債または利札の所持以外に香港と関係を有することを理由として、かかる本社債または利札に関する税金、賦課金その他の公租公課が課される保有者によるまたはそのためである場合。
 - (b) 関連日後30日を超える期間を経過した場合。ただし、その保有者がかかる30日間の最終日に支払のためにかかる本社債または利札を呈示していたならば受領する権利を有していた追加額を除く。

- (c) 1986年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第871条(m)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項に関する公的解釈、もしくはかかる条項に関する政府間の提案を実施する法律に基づき賦課される源泉徴収もしくは控除。
- (2) 本書における「関連日」とは、(i)その支払について支払期日が最初に到来する日、または(ii)発行支払代理契約に従い支払われるべき全額が当該期日もしくはその前に発行支払代理人に適切に支払われていない場合、かかる全額がそのように適切に支払われ、保有者への支払に充当できる状態となっており、その旨の通知が「10. 通知」に従い本社債権者に与えられた日の、いずれか遅い方を意味する。
- (3) 発行会社が、いずれかの時点で香港以外の課税管轄域の対象となった場合、「2. 償還および買入れ (3) 税務上の理由による早期償還」および上記(1)における香港への言及は、香港および／またはかかるその他の課税管轄域への言及に読み替えられ、解釈される。
- (4) 本社債の要項において、本社債に関する「元本」および／または「利息」への言及は、本項に基づいて支払われるべき追加額も指すとみなされる。文脈上別異に解される場合を除き、本書における「元本」への言及は、本社債の要項に従い支払われるべき額面超過金、償還額、および元本の性質を有するその他の金額を含むものとし、「利息」への言及は、「1. 利息」に従い支払われるべきすべての金額、および本社債の要項に従い支払われるべき利息の性質を有するその他の金額を含むものとする。

日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本社債のように、社債の償還時において、社債が対象株式に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が対象株式のような株式に交換される社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、そ

れが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

- (iii) 本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および住民税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とことができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の償還が発行会社以外の者の発行する株式によってなされる場合、日本国の居住者が本社債の元金の償還により交付を受ける金額（償還の日における当該株式の終値に交付される株式の数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを加えた金額。）は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、償還差損益に係る課税がなされる。内国法人の場合には、当該償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成するが、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。

- (iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (v) 本社債に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。
- (vi) 本社債の償還が発行会社以外の者の発行する株式によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達により、償還の日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

9. 準拠法

(a) 準拠法

本社債、利札、および本社債から生ずるまたは本社債に関連する非契約上の義務は、英國法に準拠し、同法に従い解釈される。

(b) 英国の裁判所

下記第三段落を除いて、英國裁判所は、本社債および／または利札から生ずるまたはこれらに関連する紛争（それらの存在、有効性、解釈、履行、違反もしくは消滅、またはそれらの無効性の結果についての紛争、ならびに本社債および／または利札から生ずるまたはこれらに関連する契約外の義務に関する紛争を含めて、以下「紛争」という。）を解決する専属管轄権を有し、し

たがって、紛争に關係する発行会社および本社債または利札の保有者のそれぞれは、英國裁判所の専属管轄権に服する。

本項の目的において、発行会社は、いずれの紛争を解決するためにおいても英國裁判所が不便宜または不適切管轄であると英國裁判所に異議を唱える権利を放棄する。

法により許容される限度内で、本社債権者および利札保有者は、いずれの紛争に関しても、(i)管轄権を有する他の裁判所で訴訟を提起し、また(ii)複数の管轄区域で同時に訴訟を提起することもできる。

発行会社は、紛争に関する英國裁判所での訴訟における自己の訴状送達代理人として、ロンドン市カナダスクエア8所在のエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーを取消不能の形で任命し、エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーが何らかの理由で代理人を務めることができないか、または務めようとしない場合、発行会社は直ちに、紛争に関する英國での自己の訴状送達代理人として別の者を任命することに同意する。発行会社は、訴状送達代理人が訴状を発行会社に通知しなくとも送達が無効とならないことに同意する。本社債の要項のいずれの定めも、法が許容する他の方法で訴状を送達する権利に影響を与えないものとする。

10. 通 知

本社債権者への通知は、香港において広く配布されている有力な日刊新聞（サウス・チャイナ・モーニング・ポストを予定）で発表する場合、かかる発表が実行可能でない場合はアジアにおいて広く配布されている英語の有力な日刊新聞で発表する場合、または仮大券もしくは恒久大券により表章される本社債についてはユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エスエー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）ならびに／または他の該当する決済機関の記録で本社債を有するとされる者へのそれらの機関による連絡のために当該機関に交付される場合、有効になされるものとみなす。このようになされる通知は、かかる最初の発表日（また複数の新聞で発表することを求められる場合、求められるすべての新聞で発表が行われた最初の日）、またはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクならびに／または当該他の決済機関へのかかる交付日に、有効に与えられたとみなされる。利札保有者は、すべての目的において、本項に従い本社債権者に与えられる通知の内容を知っているとみなされる。本項に従い与えられる各通知の写しは、いかなる場合もユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関に交付される。

11. その他

(1) 本社債の様式、額面金額および権利

(a) 様式および額面金額

本社債は、無記名式で発行される。本社債は、仮大券により表章される。

仮大券は、恒久大券に規定される限定的な場合のみ確定社債券と交換可能な恒久大券へ交換される。恒久大券または確定社債券への交換は交換日以降になれる。「交換日」は、発行日から40日目以降の日をいう。

本社債は、その額面金額で発行される。

確定社債券は、当初の交付時点で利札が添付され、利札の呈示は、一定の場合を除き利払いの前提条件となる。

(b) 権 利

本社債の権利は、交付により移転する。本書での本社債または利札の「保有者」への言及は、当該本社債または当該利札の所持人を指す。無記名式大券により表章される本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの規則および手順に従ってのみ譲渡可能である。

本社債または利札の保有者は、(適用される法律または規制上の要件により別段求められる場合を除き)すべての目的において(期日を過ぎているか否かを問わず、その所有権、信託もしくはそれにおける権益の通知、そこに記載されている事項、またはその盗難もしくは紛失にかかるわらず)、その絶対的所有者として扱われ、何人も、かかる保有者をそのように扱うことについて責任を負わない。

本社債のいずれかが、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保有される大券により表章される限りにおいて、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの記録(口座に記録される当該本社債の金額についてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行された証明書その他の文書は、明白な誤りがある場合を除き、すべての目的において確定的で拘束力を有するものとする。)で当該本社債の特定の金額の保有者として示されている者(ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。)は、発行会社およびその代理人により、下記を除くすべての目的において当該本社債の当該金額の保有者として扱われるものとする。当該本社債の当該金額の元本または利息の支払に関しては、無記名式大券の所持人が、該当する大券の条件に従い発行会社およびその代理人により当該本社債の当該金額の保有者として扱われるものとし、「本社債権者」および「本社債の保有者」という表現ならびに関連する表現は、これに応じて解釈するものとする。

本社債は、「6. 債務不履行事由および清算」で述べる一定の状況においてその保有者により期限の利益を喪失させられることがある。かかる状況において、本社債が依然として大券により表章されており、その大券(またはその一部)が本社債の条件に従い支払うべきものとなり、支払うべき金額の全額支払が大券の規定に従い行われていない場合、大券は、当該日の午後6時(香港時間)をもって無効となる。同時に、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクにおける口座に貸記されている当該大券の保有者は、誓約証書の条件に従い、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクにより提供された明細書に基づき、発行会社に対し直接的に手続を行う権利を有するようになる。

(2) 時 効

本社債に関する元本および利息の支払の請求権は、その支払のための関連日から、元本であれば10年以内、利息であれば5年以内に請求しない場合、時効が成立し、無効となる。

(3) 本社債の代替社債券

本社債または利札が、紛失、盗失、棄損、汚損または滅失した場合、代替に関連して生ずるすべての経費を請求者が支払い、かつ、証拠、担保、補償その他について発行会社および発行支払代理人が求める条件のもとで、適用ある一切の法に従って、発行支払代理人の指定事務所におい

て代替券を発行できるものとする。棄損または汚損した本社債および利札は、代替券が交付される前に引き渡されなければならない。

(4) 追加発行

発行会社は、本社債または利札の保有者の承諾なく隨時、追加の社債を、当該本社債とすべての点において（または、それらに付される利息（もしあれば）の最初の支払および／もしくはその額面金額以外のすべての点において）同じ条件で、本社債とともに同一のシリーズを構成するように、創設し発行することができる。

(5) 通貨補償

本社債が表示されるまたは支払をされるべき通貨（以下「契約通貨」という。）は、本社債に関して発行会社が支払うべきすべての金額（損害賠償金を含む。）の計算および支払の唯一の通貨である。発行会社から本社債または利札の保有者に支払うと明示された金額に関し、当該保有者が契約通貨以外の通貨で受領または回収した（裁判所の判決または命令の結果としてか、それらの執行の結果としてか、その他かを問わない。）金額は、当該受領または回収の日に（または当該日に購入することが実務上可能でない場合、それが実務上可能となる最初の日に）当該他の通貨で受領または回収した金額によって当該保有者が購入できる契約通貨の金額の限度でのみ、発行会社に対する免責を構成するものとする。その金額が、本社債または利札に関し当該本社債または利札の保有者に支払うと明示された契約通貨の金額に満たない場合、発行会社は、その結果として当該保有者が被った損失につき当該保有者に補償をするものとする。いかなる場合も発行会社は、かかる購入の際に合理的に生ずる費用につき、当該保有者に補償をするものとする。これらの補償は、発行会社のその他の義務とは別個独立の義務を構成し、別個独立の請求原因を生じさせるものとし、本社債または利札の保有者により認められる履行猶予にかかるわらず適用されるものとし、本社債に関して支払うべき金額についての損害賠償の判決、命令、請求もしくは証拠またはその他いずれの判決もしくは命令にもかかるわらず、完全な効力を有し続けるものとする。上述の損失は、本社債または利札の該当する保有者が被った損失を構成するとみなすものとし、実際の損失の証拠は発行会社により求められない。

(6) 権利放棄および救済措置

いざれかの本社債の保有者が本社債の要項に基づくいざれかの権利行使しないこと、またはその行使が遅延することは、その権利の放棄とはならず、かかる権利の単一または部分的行使は、当該権利のその他もしくは将来の行使または他の権利の行使を排除するものではない。本社債の要項に基づく権利は、法により規定されるその他のすべての権利に追加されるものである。いかなる通知または請求も、同一、類似または他の場合において、その旨の通知または請求がない限り、その他の行為をなす権利の放棄を構成するものではない。

(7) 第三者の権利

いかなる者も、英國 1999 年（第三者の権利に関する）契約法に基づき本社債の条項を強制する権利を有さない。

(8) 投資に関する留意点

購入予定者は、発行されるプログラム上の社債への投資を行う前に、海外目論見書に記載されている他の情報に加え、下記の留意点を慎重に検討すべきである。現時点で発行会社が把握していない追加の留意点および不確実性または発行会社が現時点では重要ではないとみなしている留意点および不確実性もプログラム上の社債への投資に悪影響を及ぼす可能性がある。以下に記載されている事由が発生すると、発行会社およびその子会社（以下「当グループ」という。）の事業、財政状態もしくは経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。

発行会社は、元本および／または利息が指数、計算式、証券、為替レート、金利またはその他の要因（裏付けとなっている資産またはその他の資産を、以下「参照資産」という。）などの一つまたは複数の変数を参考することによって決定されるプログラム上の社債を発行することができる。プログラム上の社債は投資家にとって特定のリスクを含んだ特徴を備えている。以下の記載は、プログラム上の社債の購入予定者が購入に際して考慮すべきリスクの一部について説明したものである。

総論

プログラム上の社債への投資は投機的であり、重大なリスクを伴う可能性がある。社債権者は、場合により最低償還金額に従って投資の一部または全額を失うおそれがあることを理解する必要がある。参照資産のレベルおよび／または価値の変動を参考することによって決定されたプログラム上の社債の投資リターンは変動によって左右され、伝統的な負債証券に投資することによって受け取る金額を下回る可能性がある。参照資産のレベルおよび／または価値の変動を予測することはできない。プログラム上の社債は参照資産のレベルおよび／または価値を参考することによって早期償還される可能性がある。本社債における償還は、本書に記載されている方法で償還される。

プログラム上の社債への投資がすべての投資家に適している訳ではない

プログラム上の社債の各購入予定者は、自身が置かれた状況に照らし、当該投資の適合性について判断しなければならない。とりわけ以下の点に留意すべきである。

- (i) プログラム上の社債、プログラム上の社債に投資するメリットとリスクおよび海外目論見書または海外目論見書への修正において記載または組み込まれた情報を有意義に評価できる十分な知識と経験を有すること。
- (ii) 具体的な財務状況において、プログラム上の社債への投資およびかかる投資が投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価する適切な分析ツールを利用できるとともに、かかる分析ツールに関する知識を有すること。
- (iii) プログラム上の社債への投資に伴うすべてのリスク（一つの通貨または複数の通貨で元利金が支払われる場合、または元利金の支払通貨が購入予定者の自国通貨と異なっている場合を含む。）に耐える十分な金融資産と流動性を保有していること。
- (iv) プログラム上の社債の要項を十分に理解すること、および関連する金融市場の動きに精通していること。
- (v) 経済、金利、自身の投資およびそれに伴うリスク負担能力に影響を及ぼすその他の要因に関して予想されるシナリオについて（単独で、または財務顧問の助言を得て）評価できること。

信用リスク

プログラム上の社債は、発行会社の直接の、無担保非劣後債務であり、その他いかなる者の債務でもない。発行会社の財政状態が悪化しそうな場合、発行会社はプログラム上の社債に基づく義務を履行できなくなる可能性がある（発行会社の信用リスク）。発行会社が支払不能またはプログラム上の社債に基づく債務不履行に陥る場合、最悪の場合には、プログラム上の社債の投資家は投資金額の全額を失うおそれがある。

発行会社のいずれの格付けも、関連する格付機関の独立した意見を反映したものであり、発行会社の信用の質を保証するものではないことに投資家は注意すべきである。信用格付けは、証券の購入、売却または保有を勧奨するものではなく、当該格付けは、隨時、修正または撤回されることがある。

プログラム上の社債は無担保債務である

プログラム上の社債は無担保のため、プログラム上の社債への投資を検討する際には、発行会社の信用リスクの評価が投資家にとって極めて重要となる。発行会社が、プログラム上の社債に基づき投資家に支払うべき金額を支払えなくなった場合には、当該投資家はいかなる参照資産または担保権／担保財産に対しても訴求できず、最悪の場合には、プログラム上の社債に基づく支払を一切受けられない可能性がある。

プログラム上の社債は通常の債務証券ではない

プログラム上の社債への投資は、定期預金への投資と同等のものではない。プログラム上の社債は利息の支払がなされない可能性があり、償還の際には、参照資産のパフォーマンスによっては投資金額を下回る金額しか返還されないかまたは全額返還されない場合もあることから、プログラム上の社債の条件は通常の債務証券の条件とは異なっている。

プログラム上の社債への投資金額の償還額および投資利益率は変動する可能性があり、これらは保証されない。低利回りで、キャピタル・リスクが少ないかまたは全くない定期預金や類似の投資とは異なり、プログラム上の社債はより大きな収益を得られる可能性があるものの、より高い資本喪失リスクを伴っている。結果として、投資家の資本は当初の投資金額を下回るおそれがある。

プログラム上の社債は、裏付けになっている参照資産の価値またはレベルに連動するよう設計されている場合がある。参照資産は裏付けになっている価値またはレベルの変動または株式全般およびその他市場の状況を反映する可能性があることから、参照資産の価値は激しく変動するおそれがある。したがって、裏付けとなっている参照資産が予想通りに変動しない場合には、プログラム上の社債から得られる収益は投資金額を下回るか、最悪の場合には全く収益をあげられないリスクがある。かかる場合、投資家は投資金額の全額を失う可能性がある。さらに、裏付けとなる参照資産の発行会社が倒産した場合には当該参照資産の価値はゼロになるリスクがあることに留意する必要がある。その結果、プログラム上の社債の価値は悪影響を受け、最悪の場合にはゼロになり、プログラム上の社債の投資家は投資金額の全額を失うことになる。

プログラム上の社債に関するキャピタル・リスク

プログラム上の社債への投資金額の償還は完全に保証されるものではない。結果的に、投資家の資本は、当該プログラム上の社債に当初投資された金額を下回るおそれがある。

参照資産を所有していない

参照資産に関するプログラム上の社債に対する投資は参照資産への投資と同じではなく、（プログラム上の社債と参照資産の交換決済する前に）参照資産の裏付けになる証券の保有者に付与される権利（議決権および配当受領権など）は社債権者には提供されない。

プログラム上の社債に関して活発な取引市場または流通市場に流動性が存在しない可能性がある

発行されるプログラム上の社債は新しい証券であり、広く分売されない可能性があるため、活発な取引市場がない（ある特定のトランシェについて、そのトランシェが発行済みのトランシェと併合され、当該トランシェと单一のシリーズを構成する場合を含む。）。プログラム上の社債が当初の発行後に取引される場合、特に実勢金利、類似のプログラム上の社債の市場、一般的な経済状況、発行会社が支払った手数料および発行会社の財政状態によっては、当初の価格よりも低い価格で取引される可能性があり、また、発行会社が財政難にある場合、既存の流動性取引があるとしても社債権者がプログラム上の社債を元本金額よりも大幅に低い価格で売却しなければならない可能性がある。したがって、プログラム上の社債への投資に際して、投資家は取引が困難または不可能となるリスクに晒されている。市場が発達した場合でも、かかる市場に十分な流動性がなく、また流動性は金融市場の変化の影響を受け易い可能性がある。

プログラム上の社債の取引市場が発達するか、発達した場合の流通市場におけるプログラム上の社債の価格、かかる市場が流動性を有するか否かについては、予測することができない。プログラム上の社債は上場されていないため、プログラム上の社債の価格に関する情報を取得するのはより困難であり、プログラム上の社債の流動性は悪影響を受ける。さらに、プログラム上の社債が償還または買入消却された場合、未償還のプログラム上の社債の数は減少し、プログラム上の社債の流動性の減少の原因となる。プログラム上の社債の流動性の減少は、プログラム上の社債の価格のボラティリティの上昇を生じさせる可能性がある。したがって、プログラム上の社債への投資家は、プログラム上の社債の流動的な流通市場がない場合には、その投資価値を現実化するためにプログラム上の社債の償還時まで待たなければならないリスクがあるため、プログラム上の社債の償還まで経済的リスクを負わなければならない可能性を前提に投資を進めるべきである。

不可抗力

計算代理人が自らの絶対的裁量により、プログラム上の社債に基づく発行会社の義務（またはこれに関する取引、ヘッジ取引もしくは資金調達取決めに基づく発行会社の指定する関係者の義務）の履行がその一部またはすべてにおいて違法または実行不可能になると判断した場合、発行会社が計算代理人により（善意にかつ商業上合理的な方法で）決定される金額の支払と引き換えに、プログラム上の社債に基づく義務を終了するリスクに社債権者は晒されている。この金額は、当該終了直前のプログラム上の社債の公正市場価値に対して、かかる事由の結果、発行会社および／またはその関連会社がプログラム上の社債または裏付けとなる取引、関連するヘッジ取引および／もしくは資金調達取決めに関して負担した合理的な経費および費用を十分に勘案して調整され、当該終了が生じなければ、当該終了後に支払期日が到来するであろうプログラム上の社債に関する発行会社の支払義務の経済的な等価性を社債権者に対し維持する効果を有しなければならない。かかる早期償還の結果、社債権者はその投資の一部または全部を失うおそれがあり、その場合には、関連する参照資産の裏付けになる証券の将来の値上がりおよびプログラム上の社債に対する将来の支払利息を受け取れなくなる。

プログラム上の社債の価値および取引価格に影響を及ぼす一定の要因

満期前のプログラム上の社債の価値は、(i)プログラム上の社債の取引価格、(ii)参照資産の価値およびボラティリティ、(iii)満期までの残存期間、(iv)金利および配当利回りの変動、(v)為替レートの変動、(vi)市場の状況および参照資産の流動性、ならびに(vii)関連する取引費用などの多くの要因に左右されることが予想される。これらの要因の結果として、社債権者が満期前にプログラム上の社債を売却できる価格は当初に投資した金額を下回る可能性がある。かかる各々の要因は複雑な形で相互に関連している（例えば、ある要因は、他の要因によって生じたプログラム上の社債の取引価値の増加額を相殺してしまう可能性がある。）。投資家は、プログラム上の社債の価値が、以下の要因の一つまたは複数の要因により不利な影響を受けるかもしれないというリスクに晒されている。

(a) 参照資産のレベルまたは価値の変動

参照資産の価値またはレベルの変動は、プログラム上の社債の価値に影響を及ぼす可能性がある。同時に、プログラム上の社債の投資家は、プログラム上の社債の満期または早期償還までの残存期間中における参照資産の価値またはレベルの変動についての予測が、プログラム上の社債に関して支払われる金額に悪影響を及ぼすというリスクにも晒されている。参照資産のレベルは時間と共に変化することがあり、企業行動、マクロ経済の要因や投機等の各種要因を参照して増減する可能性がある。

(b) 金利

金利の上昇によって参照資産の価値は低下し、ひいてはプログラム上の社債の価値の下落を招くおそれがある。金利の変動は参照資産の裏付けになっている証券が売買されている国の経済にも影響を及ぼすため、プログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼすおそれもある。

(c) 参照資産の変動性

参照資産の価値における市場変動の規模と頻度が増加または減少すると、プログラム上の社債の取引価値は不利な影響を受ける可能性がある。

(d) 満期までの残存期間

プログラム上の社債は、金利のレベルおよび参照資産のレベルに基づいて予想される価値を上回る価値で取引される場合がある。かかる差異は、プログラム上の社債の満期前の期間における参照資産に関する期待から生じる「タイム・プレミアム」を反映している。プログラム上の社債への投資家は、プログラム上の社債の償還までの残存期間の減少に伴い、このタイム・プレミアムはおそらく減少し、プログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼすリスクがあることに留意すべきである。

(e) 配当率

プログラム上の社債の投資家は、参照資産に対する配当率またはその他の分配率の変化によってプログラム上の社債の取引価値が不利な影響を受けるリスクに晒されている。参照資産における配当率またはその他の收益率が上昇すると、プログラム上の社債は、一般的には、償還時に支払われる金額の増加またはかかる配当のパススルー支払の方法により配当の上昇を反映しないため、その取引価値は下落するおそれがある。

価格決定

判定過程の一環として、プログラム上の社債は、参照資産のレベルや価値の観測が行われる時間および証券取引所その他の場所を指定することができる。参照資産のレベルや価値がどのように計算されるかにより、当該参照資産のレベルや価値は取引日を通じて変動する可能性があり、急激に変化することがある。したがって、プログラム上の社債の収益は、特に判定時間と判定方法の選択に敏感であり得ることに投資家は留意すべきである。証券取引所その他の場所において、ある特定の時間における原資産の価値の確定に使用される「価格発見」方法は、取引日を通じて統一されていない可能性がある。これにより、プログラム上の社債の発行の判定に影響を与える場合がある。例えば、証券取引所は始値または終値を設定するためにオークションを実施することがあり、営業時間外取引の特徴や取引参加者は、通常の営業時間内の取引とは異なる場合がある。

潜在的な利益相反

発行会社またはその関係者は、隨時、(i) 参照資産の発行者もしくは参照資産に関する債務者が行う取引に関して当該発行者もしくは債務者に助言するまたは当該発行者もしくは債務者との事業に従事する、(ii) 自己勘定もしくは管理下にある他の口座で参照資産が関係する取引に従事するまたは顧客の注文を促進する、(iii) プログラム上の社債に関し、参照資産を購入することによってヘッジ取引を実行する、(iv) 一定の参照資産に関するリサーチ・レポートを公表する、または(v) 参照資産に関する非公開の情報を取得する。発行会社またはその関係者によるかかる活動により、当該参照資産の価値、さらには参照資産が関連するプログラム上の社債の価値は不利な影響を受ける可能性がある。

さらに、参照資産の価値が、所定の参考水準を超えるかもしくは下回る場合、かかる参考水準と等しい場合またはかかる参考水準の範囲外となる場合（以下「判定基準事由」という。）には、(a) プログラム上の社債の早期償還がなされること、および／または(b) プログラム上の社債について少ない金額が支払われることを、プログラム上の社債の要項に規定することがある。前段落に記載されている活動は、関連するプログラム上の社債の価値に潜在的に悪影響を及ぼす可能性がある判定基準事由を発生させる可能性がある。

発行会社の一定の関係者または発行会社自体が、(i) プログラム上の社債の発行に基づく発行会社の義務のヘッジについてのカウンターパーティとなる可能性があり、(ii) プログラム上の社債に関する決定および計算について責任を負う計算代理人となる可能性があり、また(iii) 参照資産を参照するプログラム上の社債の購入または保有とは一致しない意見を表明するまたは推奨を行うリサーチ・レポートを発表する場合がある。したがって、発行会社とその関係者の間および発行会社またはその関係者の利益とプログラム上の社債保有者の利益の間の両方に、一定の利益相反が生じるリスクがある。

手数料およびヘッジ費用

プログラム上の社債の当初の発行価格には、発行会社および／またはその関係者が請求する販売手数料または費用およびプログラム上の社債に基づく発行会社の義務をヘッジする費用（見積費用を含む。）が含まれている場合がある。したがって、発行により、発行会社またはその関係者が流通市場で投資家から購入したいとするプログラム上の社債の価格（もしあれば）は、当初の発行価格を下回るおそれがある。また、かかる費用、手数料およびヘッジ費用は、プログラム上の社債の早期償還により支払われる償還金額から控除されることがある。さらに、かかる価格

は、当該補償その他の取引費用の結果として、発行会社または関係者が使用する価格決定モデルにより決定される価額とは異なることがある。

一般的な経済情勢がプログラム上の社債に及ぼす影響

債務証券市場は、アジアおよび他の国や地域における経済情勢と市況、金利、為替レートおよびインフレ率の影響を受ける。その他の地域で発生する事由が市場の変動を引き起こさないという保証、またはかかる市場の変動がプログラム上の社債の価格に悪影響を及ぼさないという保証、または経済情勢と市況がその他の悪影響を及ぼさないという保証はない。

発行会社および関係者のヘッジ取引

発行会社またはその関係者は、プログラム上の社債に関するヘッジ取引（参照資産の購入を含む。）を行うことができるが、ヘッジ取引を義務付けられることはない。発行会社の一部の関係者も証券業務の一環で定期的に参照資産を売買することがある。こうした取引は潜在的に参照される要因、参照資産の価値に影響を与える可能性があり、その結果、プログラム上の社債の価値にも影響を及ぼすおそれがある。

計算代理人の裁量および評価

支払利息および／または償還に関する支払金の計算は、証券取引所その他の値付けシステムにおいて公表される一定の指定されたスクリーン・レート、レベルまたは価額を参照することがあり、かかるレート、レベルまたは価額が関連する時間に表示されない場合、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で善意に決定するレート、レベルまたは価額を（場合に応じて）参照することがある。プログラム上の社債は、一定の状況においては予定されている満期より前に、計算代理人が決定する金額で償還されることがあるが、かかる金額は元本金額を下回る可能性がある。したがって、プログラム上の社債の投資家は、プログラム上の社債に基づく支払の計算およびその他の決定は、最終的には一当事者（発行会社自体またはその関係者の場合がある。）によって行われ、かかる計算や決定に異議を申立てることができないリスクに晒される。

計算代理人は、調整条件の設定にその独自モデルの使用を許される場合があり、投資家にとっては、調整結果を前もって予測することが困難な場合がある。この場合、評価モデルの適用についての専門知識がなければ、投資家は、プログラム上の社債に基づく支払に行われた調整が正当であり、プログラム上の社債の発行条件とも一致していることを証明することが困難になるリスクに晒される。

プログラム上の社債に関して計算代理人が行った計算および決定はすべて、（関連する決定が行われた時点で明白な誤りがある場合を除き、）最終的なものであり、発行会社およびすべてのプログラム上の社債権者を拘束するものとする。計算代理人はプログラム上の社債権者に対する義務はなく、プログラム上の社債の要項に従って拘束されることが明示されている義務のみを有するものとする。

ヘッジに関する一定の留意点

参照資産への投資に伴う市場リスクをヘッジするためにプログラム上の社債を購入予定の投資家は、プログラム上の社債の価値は、プログラム上の社債が関係している参照資産の価値とは必ずしも連動しないリスクがあることを認識する必要がある。プログラム上の社債の需要と供給は変化するため、プログラム上の社債の価値は参照資産の動きに連動するという保証はない。さらに、償還の数式には上限が設定されることがある。こうした理由から、とりわけ、関係する参照

資産の価値を計算するために利用された価格ではポートフォリオに組み入れられている資産を購入または現金化できない可能性がある。したがって、ヘッジ手段としてプログラム上の社債に投資する投資家は、かかる価値の相違から生じるリスクに晒される可能性がある。

法の変更

プログラム上の社債の要項は、海外目論見書の日付時点で有効な英国法に基づいている。プログラム上の社債の要項の解釈および／または効力がプログラム上の社債の保有者の契約上の権利に重大な悪影響を及ぼす形で変更されるかもしれないというリスクが存在する。プログラム上の社債の価値は参照資産の発行会社または当該参照資産における債務者の上場場所または設立場所の法律の変更によっても影響を受けるおそれがある。

海外目論見書の日付より後に公表される可能性のある司法の判断または英國法もしくは行政上の慣習の変更による影響に関しては、保証の限りではない。

振替システム

プログラム上の社債は、関連する補足条件書に記載されている関連する振替システムによってまたはそれに代理して保有されるため、投資家は、その持分を当該関連振替システムを通じてのみ取引することができ、譲渡、支払およびプログラム上の社債における支払を受けるための発行会社との情報のやりとりに関しては、振替システム等の手続に依拠しなければならない。

発行会社は、大券の持分に関する記録やそれに対する支払の記録を行う責任や義務を負わない。プログラム上の社債権者は、プログラム上の社債に関し直接の議決権を有せず、代わりに、関連する振替システムによって許される範囲で適切な代理人を任命することができる。

修正、権利放棄および債務引受け

プログラム上の社債への投資家のリスクとして、発行会社が以下のいずれかに該当すると判断した場合、プログラム上の社債の要項の条件の修正がプログラム上の社債権者の同意なく行われることがある。

- ・ 修正がプログラム上の社債権者に不利益をもたらすものではないこと
- ・ プログラム上の社債の修正が、形式的、微細もしくは技術的なものである場合、明白な誤りを正す場合または強行法規を遵守するために行われる場合

取引単位についての制限

関連する補足条件書に規定されている場合、投資家は、プログラム上の社債の行使または売却を行う1回あたりの最小取引単位または対価の総額を指定して、これを提示または転売しなければならない。したがって、指定された最小取引単位または対価の総額を下回るプログラム上の社債を有する投資家は、自らの投資を現金化するために、いずれの場合も取引費用を負担した上で、かかる本社債を売却または追加購入しなければならない。また、かかる社債の投資家には、本社債の取引価格と本社債の満期償還額または早期償還金額（場合による。）との間に差損が発生するリスクがある。

適用される補足条件書に規定されている場合、裏付けになっている参照資産によって現物決済されるプログラム上の社債は、交付される当該参照資産の数が、当該参照資産が取引されている証券取引所または他の市場により隨時指定される、当該証券取引所における当該参照資産について指定された最小取引単位（以下「最小取引単位」という。）の整数倍と等しくなる金額のみが

償還されることがある。かかる現物決済されるプログラム上の社債を保有し、当該最小取引単位の整数倍に等しい数の参照資産とならない場合、社債権者は、最小取引単位の最大の整数倍に等しい数の参照資産を受け取り、残りの参照資産について、僅少な金額でない限り（この場合、社債権者は残りの参照資産に関する一切の支払を受けられない。）、発行会社の選択により、発行会社の単独かつ絶対的裁量で決定される残りの参照資産に代えた金銭の支払を、受け取る権利を有することがある。したがって、社債権者は、自らの投資を実現するために、いずれの場合も取引費用を負担した上で、かかる本社債を売却または追加購入しなければならないことがある。

早期償還のリスク（ノックアウト・リスク）

本書に記載されている要項の一部（ノックアウト条項など）を満たしている場合には強制的に早期償還が行われる。そのため、投資家は、プログラム上の社債は定められた満期償還日前に終了する可能性があることを認識する必要がある。その結果、プログラム上の社債の投資家は将来の利息またはその他の支払だけでなく、裏付けとなっている参照資産の価値の上昇または下落（該当する場合）による利益その他支払を受け取れなくなる。

プログラム上の社債は早期償還されることがある

香港のいずれかの法律、規則または決定が変更された結果、発行会社がプログラム上の社債に関して支払う金額の増額を余儀なくされた場合、プログラム上の社債の要項に従って残存するプログラム上のすべての社債を償還することができる。かかる場合に発行会社が支払う金額は、プログラム上の社債に投資された金額、またはプログラム上の社債について当該償還が行われていなければそれに基づいて受領していたはずの金額を下回る可能性があるほか、投資家はプログラム上の社債に関するその後の利息の支払（もしあれば）をそれ以上受け取れなくなる。社債権者は、当該償還後に生じる可能性のある参照資産の価値またはレベルの上昇による恩恵は享受できないことになる。

期限の利益喪失事由の発生により、支払が遅滞または減額される可能性がある

プログラム上の社債に関する期限の利益喪失事由（上記「6. 債務不履行事由および清算（1）債務不履行事由」で定義されている。）発生後、計算代理人がプログラム上の社債の支払期限が直ちに到来した旨の決定を行った場合には、投資家はプログラム上の社債の額面金額全額を得ることはできず、その権利は、補足条件書に記載されている元本金額の一部および（もしあれば）未払利息に限られる。

社債権者集会

プログラム上の社債の要項には、プログラム上の社債の保有者の利益全般に影響を及ぼす事項について検討する社債権者集会の招集規定が含まれている。これらの規定は、定義されている数の過半数のプログラム上の社債の保有者の意思が、関連の社債権者集会に出席せず、議決権を使用しなかったプログラム上の社債の保有者および大多数とは異なる投票を行ったプログラム上の社債の保有者も含むプログラム上の社債のすべての保有者を拘束することを認めている。したがって、プログラム上の社債の投資家には、同意なくプログラム上の社債の要項が修正されるかもしれないというリスクが存在する。

確定利付債券に特有のリスク

プログラム上の確定利付社債への投資には、その後の市場金利の変動によりプログラム上の確定利付社債の価値が悪影響を受けるリスクが伴う。

投資家は、市場金利がプログラム上の社債に関して支払われる固定金利を上回っても、市場金利の増加による利益を得ることができない。

プログラム上の社債に対する金利の影響

プログラム上の社債への投資家は、その後の金利の変動がプログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼす可能性があるというリスクに晒されている。プログラム上の社債への投資には、プログラム上の社債の額面通貨に関する金利リスクが伴う。マクロ経済、政府、投機および市場心理等の各種要因が金利に影響する。金利の変動は、プログラム上の社債の価値に影響を及ぼすおそれがある。

信用格付けはすべてのリスクを反映していないことがある

一つまたは複数の独立した格付会社が、プログラム上の社債の発行に格付けを付与する場合がある。格付けは、商品設計、市場および上記に述べた追加的な要因ならびにプログラム上の社債の価値に影響を与える他の要因に関連したすべてのリスクから生じ得る潜在的な影響を反映していない場合がある。信用格付けは、証券の購入、売却または保有を勧奨するものではなく、当該格付けは、隨時、修正または撤回されることがある。

投資に関する法規制により一部の投資は制限される場合がある

一部の投資家による投資活動は、投資に関する法律と規則、または一部の当局の審査や規制により制限を受ける。投資予定者は、自身の法律顧問に相談した上で、以下に該当するか否か、またはその範囲について判断する必要がある。(i) プログラム上の社債は合法的な投資であること、(ii) プログラム上の社債が各種借り入れの担保として利用できること、(iii) プログラム上の社債の購入または質権の設定にはその他の規制が適用されること。投資家はそれぞれの法律顧問や適切な規制当局に相談した上で、適用されるリスク・ベースの自己資本ルールまたは類似のルールに基づくプログラム上の社債の適切な取扱いについて判断する必要がある。

プログラム上の社債に関する税制

プログラム上の社債が関係する取引は、とりわけ購入予定者の地位および譲渡税と登録税に関する法律によっては課税を購入予定者にもたらす可能性がある。プログラム上の社債に基づく発行会社の債務が現物決済される場合、資産の譲渡または資産譲渡契約に関し、印紙税、印紙保留税および／または類似の譲渡税を課税される可能性がある。

金融機関（破綻処理）条例はプログラム上の社債の契約条項に優先し、かかる社債に悪影響を及ぼす可能性がある

2017年7月7日、香港金融機関（破綻処理）条例（628章）（以下「FIRO」という。）が施行された。FIROは、とりわけ、関連する破綻処理当局により指定される、プログラム上の社債の発行者としての発行会社を含む香港における認可機関その他対象内の金融機関の破綻処理体制の確立について規定している。破綻処理体制は、経営不振に陥っている香港における認可機関または対象内の金融機関を安定させその存続を確保するために、適時かつ秩序ある破綻処理をもたらす行政上の権限を関連する破綻処理当局に対し与えることを目指している。特に、契約上の権利および財産権ならびに破綻処理において債権者が受け取る支払（支払の優先順位に関するものも含む。）に影響を及ぼす権限が関連する破綻処理当局に対して与えられる。これらの権限には、プログラム上の社債またはその元本もしくは利息の全部または一部を消却し、償却し、変更し、転換または交換する権限およびプログラム上の社債の契約条項を修正または改正する権限（これ

らはすべてプログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。) が含まれるが、これらに限定されず、社債の保有者は、結果として自らの投資の一部または全部を失うおそれがある。プログラム上の社債（優先社債であるか劣後社債であるかを問わない。）の保有者は、FIRO に服し、また、FIRO に拘束されることとなる可能性がある。FIRO の実施は未検証であり、FIRO に関連する一定の詳細は二次的な法制および関係規則を通じて規定される予定である。したがって、発行会社は、金融システム一般、発行会社の相手方当事者、発行会社、発行会社の連結子会社、発行会社の事業および／または発行会社の財政状態に対する FIRO の完全な影響を評価することはできない。

情報

プログラム上の社債の発行に関連し、参照資産の発行会社の財政状態や信用度に関する調査は行われていない。プログラム上の社債の投資家は、参照資産および当該発行会社に関し、参照資産に直接投資している場合と同様の情報を入手し、それを評価する必要がある。さらに、投資家は、参照資産の過去のパフォーマンスを将来の結果を予測したものとみなしてはならないことを理解する必要がある。

証券の発行会社その他の作為または不作為

一定の状況下において、プログラム上の社債に関するまたはリンクしている証券の発行会社の作為もしくは不作為、または発行会社の支配が及ばないその他の者の作為もしくは不作為（プログラム上の社債に対する修正、または早期償還や期限前終了（該当する場合）を発生させる作為を含む。）は、社債権者の権利および／またはプログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

障害日

プログラム上の社債の投資家は、参照資産に関して障害日が発生するリスクに晒されている。計算代理人が以下のいずれかに該当すると判断した場合、プログラム上の社債に関して障害日が発生する可能性がある。すなわち、証券取引所または関連する証券取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができないこと、市場障害事由が生じていること、およびスポンサーが指標の水準を公表することができないことである。

計算代理人により障害日が発生したと判断された場合、計算代理人は判定日を障害日でない後の日に延期することができる。ただし、判定日を補足条件書に規定される日数を超えて延期することはできない。計算代理人が判定日を延期した場合、プログラム上の社債に関する支払その他の受渡の期日も延期されることがある。

市場障害事由

プログラム上の社債の投資家は、参照資産に関して市場障害事由が発生するリスクに晒されている。計算代理人が以下のいずれかに該当すると判断した場合、プログラム上の社債に関して市場障害事由が発生する可能性がある。すなわち、関連する証券取引所が通知なく定時より早く閉場されること、取引に制限が課されること、取引が停止されること、および市場参加者による評価の入手または取引の実行が妨げられることである。

計算代理人により市場障害事由が発生したと判断された場合、その結果として、プログラム上の社債の価値は、かかる社債に定められる評価の延期や調整によって悪影響を受ける可能性がある。参照資産の最終レベルまたは終値は、関連する参照資産を構成している残りの証券を参照することによって計算されることがある。

追加障害事由

投資家は、プログラム上の社債に関し、本書に記載されている一定の状況下において追加障害事由が発生することに留意する必要がある。プログラム上の社債に関して追加障害事由が発生した場合、発行会社はその単独かつ絶対的裁量でプログラム上の社債を継続するか否かについて決定でき（継続を決定した場合には行われる調整を決定できる。）、または計算代理人はプログラム上の社債に関して早期償還日を指定し、社債権者は計算代理人が状況により補償として公正であるという計算代理人の判断に基づいて「早期消滅決済額」を受け取る。

「法の変更」が補足条件書において追加障害事由として指定されている。「法の変更」は、法の変更により、発行会社がプログラム上の社債に基づく債務をヘッジすることは違法であるかもしくは違法になると判断した場合、または発行会社もしくは指定された関連会社がプログラム上の社債に基づく債務の履行するため重大な費用増加を負担する場合に発生しうる。

関連するプログラム上の社債に関し、当初に予定された満期償還日よりも前にかかる早期償還が発生すると、社債権者は投資の一部または全部を失うおそれがあるほか、かかる償還後または終了後に発生する関連の参照資産の将来の値上がり益を享受できなくなる。

臨時事由

プログラム上の社債に関し、参照資産において一定の事由（合併、株式公開買付もしくは株式交換、上場廃止、国有化もしくは政府機関に対する譲渡、または参照資産の発行会社の倒産もしくは破産など）が発生するリスクが存在する。かかる事由が発生した場合、計算代理人は社債の条件の調整およびプログラム上の社債の償還など一定の措置を講じることができる。

本社債が早期償還された場合、当該保有者は投資の一部または全部を失うおそれがあるほか、かかる償還後または終了後に生じ得る参照資産の将来の値上がり益を享受できなくなる。

潜在的調整事由

プログラム上の社債の投資家は、参照資産に関して一定の状況（証券の分割、併合もしくは種類変更、配当もしくは特別配当の分配、参照資産の発行会社による償還もしくは買戻し、または関連する参照資産の理論価値を希薄化もしくは増大化する効果のあるその他の事由など）が発生するリスクに晒されている。かかる状況が発生したと判断した場合、計算代理人はその単独かつ絶対的裁量で、プログラム上の社債が関連する参照資産の数、償還計算式、プログラム上の社債の他の決済、支払、その他の規定に対し、妥当と判断した関連する調整を行うとともに、かかる調整の効力発生日を決定することができる。かかる調整の結果としてプログラム上の社債の価値は悪影響を受けるおそれがあるほか、その保有者は結果的に投資の一部または全部を失う可能性がある。計算代理人は、自らの判断により、状況に照らし公正と判断した金額をプログラム上の社債の保有者に支払うことによりプログラム上の社債の終了を決定することもでき、かかる判断により社債の保有者は損失を被ることがある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(平成29年12月期)自 平成29年1月1日至 平成29年12月31日
平成30年6月11日に、関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書
平成30年6月中間期自 平成30年1月1日至 平成30年6月30日
平成30年8月29日に、関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、第2項第3号及び同項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成31年2月19日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発

行登録追補書類提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社日立製作所
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

(2) 理由

本社債は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 売出社債のその他の主要な事項 2. 債還および買入れ (2) ノックアウト早期償還」に記載の条件に従い、関連ある判定日において、当該会社の普通株式の終値がノックアウト価格以上であると計算代理人が判断した場合、額面金額で早期償還され、本社債の満期における償還は、同「(1) 満期における償還」に記載の条件に従い、ノックイン事由が発生しており、かつ当該会社の普通株式の最終価格が行使価格未満である場合、発行会社による償還株式数の受渡および（もしあれば）現金調整額の支払によりなされる。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、発行会社、ディーラー、売出入その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、当該会社の情報の正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数 (注) 1、2	上場金融商品取引所または登録認可金融商品取引業協会名	内 容
		(2019年2月13日現在)		
	普通株式	966,692,677株	東京、名古屋	単元株式数は100株 (注) 3

- (注) 1. 「発行済株式数」欄に記載されている株式数には、2019年2月1日から2019年2月13までの間の新株予約権の行使により発行した株式数を含まない。
2. 2018年10月1日付で株式併合を行い、発行済株式総数は966,692,677株となった。
3. 2018年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更した。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第 149 期）

（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

平成 30 年 6 月 29 日関東財務局長に提出

② 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間（第 150 期第 3 四半期）

（自 平成 30 年 10 月 1 日 至 平成 30 年 12 月 31 日）

平成 31 年 2 月 13 日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 7 号の規定に基づく臨時報告書を平成 30 年 10 月 26 日に、関東財務局長に提出

①の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 12 号の規定に基づく臨時報告書を平成 30 年 10 月 26 日に、関東財務局長に提出

①の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 8 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成 30 年 12 月 19 日に、関東財務局長に提出

①の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 12 号および第 19 号の規定に基づく臨時報告書を平成 31 年 1 月 18 日に、関東財務局長に提出

①の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を平成 31 年 2 月 1 日に、関東財務局長に提出

④ 訂正報告書

上記③の平成 30 年 10 月 26 日付の金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 7 号の規定に基づく臨時報告書につき、臨時報告書の訂正報告書を平成 31 年 2 月 6 日に、関東財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第3 【指標等の情報】

該当事項なし。

2018年6月1日現在

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号
に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・
バンキング・コーポレイション・リミテッド
代表者の役職氏名 副会長兼最高経営責任者
ピーター・ウォン・ツン・シュン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成30年6月1日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成28年3月30日(受渡日)の売出し)

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド
2021年3月29日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・NYダウ工業株30種平均
株価 複数指数連動社債
券面総額又は振替社債の総額 101億3,000万円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2019年2月19日

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド 2018年主要連結業績

- 税引前当期純利益は16%増の134,583百万香港ドル（2017年は115,619百万香港ドル）
- 親会社株主に帰属する当期純利益は16%増の103,013百万香港ドル（2017年は88,530百万香港ドル）
- 平均普通株主資本利益率は14.8%（2017年は13.7%）
- 資産合計は4%増の8,263十億香港ドル（2017年12月31日現在は7,943十億香港ドル）
- 普通株式等Tier1比率は16.5%、総自己資本比率は19.8%（2017年12月31日現在は15.9%および18.9%）
- 費用対効果比率は41.5%（2017年は43.5%）

本書は、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（以下「当行」という。）およびその子会社（以下「当行グループ」と総称する。）により発行されたものである。本書において「HSBC」、「グループ」または「HSBCグループ」とは、エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーおよびその子会社をいう。本書において中華人民共和国香港特別行政区は「香港」という。

ジョン・フ林ト会長による説明

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドは、当行の株主および顧客に対するサービスにおいて今年も成果をあげた。

当行は、アジアにおける成長および当行の国際的ネットワークがもたらす成長を加速させた。当行のテクノロジーへの投資により、当行が顧客に提供するサービスは引き続き向上している。顧客の株式取引の大部分は現在デジタル・チャネルを通じて行われており、当行のモバイル・バンキング・アプリケーションの利用は個人顧客および事業顧客の両方において引き続き増加している。また、当行は新商品を発売し、中国および香港で戦略的な人員採用をすることにより、国際的な顧客および地域の顧客の両方にサービスを提供する当行の能力を向上させている。

これらの成果およびそれに先立つ努力は、堅調な業績を達成するための重要な要因であった。2018年における134,583百万香港ドルの税引前当期純利益は、前年と比較して18,964百万香港ドル(16%)の増加であった。正味営業収益(信用損失控除前)は、グローバル事業部門全体の堅調な業績を背景に13%増加した。

顧客に対する貸付金は6%増加し、主に香港、インドおよびオーストラリアを中心に、すべてのグローバル事業部門において増加した。顧客預金は1%増加し、2018年12月末現在の預貸率は67.8%であった。

業績

リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント(以下「RBWM」という。)においては、好調な一年であった。預金スプレッドの改善および当行の資産管理業務の好調な成長は、正味営業収益(信用損失控除前)における13%の増加の要因である。当行は香港における住宅ローンの市場シェアを拡大し、当行の主導的地位をより強固にした。また、保険業務では新規事業を獲得した。当行のテクノロジーへの投資により、当行が顧客に提供するサービスは引き続き向上している。当行のモバイル・バンキング・アプリケーションおよびソーシャル・ペイメント・アプリケーション(PayMe)の利用顧客数は引き続き増加しており、PayMeは現在1ヶ月当たり3百万件を超える支払いを処理している。また、当行のクレジット・カードの保有者を対象に、特典情報の閲覧およびカード取引の管理ができる専用モバイル・アプリケーションであるHSBC Reward+の提供が開始された。これらは、当行の市場競争力を維持するための重要な戦略である。

コマーシャル・バンキング(以下「CMB」という。)において、2018年は極めて好調な一年となり、正味営業収益(信用損失控除前)に18%の増加をもたらした。当行は、戦略上の中核と位置づける各市場において、また、当行の国際的ネットワークにより、主に香港、中国本土、シンガポール、オーストラリアおよびマレーシアで着実に成長した。世界貿易に対する困難な環境にもかかわらず、当行は香港およびシンガポールで貿易金融の市場シェアを拡大し、複数の市場でユーロマネー誌のトレード・ファイナンス調査による「最優秀トレード・ファイナンス・バンク」の評価を受けた。また、当行は、そのサービスをより早く、安全かつシンプルに利用できるよう、新たな技術を開発し、展開した。当行の新たなモバイル・アプリケーションである「Business Express」は、ログインに生体認証機能を使用し、顧客による一連の新たなツールへのアクセスを可能にした。貿易金融において、当行は、貿易金融プロセスのデジタル化および自動化により申請から承認までの時間を大幅に短縮するためにブロックチェーン技術を利用したeTradeConnectプラットフォーム上で、初めての試験的な貿易金融取引の実行に成功した。また、当行は、事業顧客のより適切な判断を支援するためにビッグデータ・アナリティクスを活用した、新たなビジネス・インターネット・バンキングのプラットフォームを立ち上げた。新たな決済アプリケーションである「PayMe for Business」が2019年初頭に開始される予定であり、小企業はモバイル端末

を通じて顧客の支払いを即座に回収することが可能となる。

グローバル・バンキング・アンド・マーケット（以下「GB&M」という。）では、グローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメントおよびセキュリティーズ・サービスにおける力強い成長により、正味営業収益（信用損失控除前）は13%増加した。当行は、中国本土における当行の過半数所有の新規合弁証券会社であり、通年営業の初年度となったエイチエスピー・キャンハイ・セキュリティーズ・リミテッドの構築を継続した。当行は、インドネシア共和国初のスクーク・グリーン・ボンドの発行で重要な役割を果たし、ユーロマネー誌のアワード・フォー・エクセレンスにおける「アジア最優秀サステナブル・ファイナンス銀行」賞を受賞するなど、持続可能な資金調達における主導的地位を確固たるものとした。当行は、ファイナンスアジア誌のアチーブメント・アワードで「一带一路最優秀銀行」およびアジアマネー誌の2018年グローバル人民元調査の「人民元商品サービス総合」で最優秀の評価を受けた。

グローバル・プライベート・バンキング事業の正味営業収益（信用損失控除前）は、主に金利の上昇を背景とした正味受取利息の増加により、30%増加した。当行は、ファイナンスアジア誌およびプロフェッショナル・ウェルス・マネジメント誌の両方から「香港最優秀プライベート・バンク」に選ばれた。

営業費用は、事業成長を支えるために人員、インフラおよびマーケティングに引き続き投資を行った結果、8%増加した。2018年の費用対効率比率は、このような追加投資にもかかわらず、2017年の43.5%から41.5%に改善した。

予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動は、顧客に対する貸付金との関連では低水準にとどまり、2017年の貸倒損失4,437百万香港ドルと比較して、4,720百万香港ドルとなった。6%の増加は、おおむね顧客に対する貸付金の増加率に沿ったものである。

当行の資本ポジションは、2018年末現在の普通株式等Tier 1比率が16.5%であり、依然として強固である。

2019年

2018年末の厳しさを増す市場状況および2019年の弱気の見通しにもかかわらず、当行はアジアの成長を楽観的に見ている。

世界の他の地域において貿易障壁が増加する中、アジア地域は引き続き貿易自由化の取組みの先頭に立つと同時に、地域全体で遂行されている構造改革および財政改革が、成長および発展を今後も後押しすると予想される。年始における低調な経済指標にもかかわらず、中国は力強い成長を維持し、変化する外的条件に応じて構造改革および財政改革を加速させると当行は期待している。これは、地域の投資家および国際的な投資家の両方の利益となる。アジア地域は、世界最大の成長イニシアチブの一部、特にASEAN地域の成長、広東・香港・マカオ大湾区における経済統合、人民元の国際化および持続可能な資金調達の提供の本拠地にもなっている。

HSBCの国際的ネットワークおよび高成長市場へのアクセスにより、当行はこれらの展開を顧客に対するサービスの提供に活用できる独自の地位にある。当行は、今日の世界に内在するリスクおよび不確実性を乗り越えながら、存在する多数の成長機会を獲得できるよう、顧客を支援することに重点を置いている。

当行は2019年以降もそれを継続する考えである。

グローバル事業部門別連結損益計算書

	リテール バンキング アンド ウェルス マネジメント	グローバル バンキング アンド マーケット	グローバル プライベート バンキング	コーポレート センター ¹	合計
	百万香港ドル				
2018年12月31日に終了した 事業年度					
正味受取利息	62,829	39,004	22,590	2,683	(643)
正味受取手数料	21,087	10,598	9,794	2,650	102
公正価値で測定する金融商品 からの純収益/ (費用)	(3,731)	2,694	18,283	800	7,919
金融投資による純収益	109	(34)	104	—	322
受取配当金	—	—	—	—	164
正味保険料収入/ (費用)	57,301	3,441	—	—	(64)
その他営業収益	5,851	508	737	110	3,100
営業収益合計	143,446	56,211	51,508	6,243	10,900
正味支払保険金、支払給付およ び保険契約準備金の変動	(54,539)	(3,300)	—	—	—
正味営業収益 (予想信用損失お よびその他の信用減損費用 の変動考慮前)	88,907	52,911	51,508	6,243	10,900
予想信用損失およびその他の 信用減損費用の変動	(2,019)	(2,315)	(394)	(13)	21
正味営業収益	86,888	50,596	51,114	6,230	10,921
営業費用	(38,946)	(17,878)	(21,807)	(3,479)	(5,314)
営業利益	47,942	32,718	29,307	2,751	5,607
関連会社およびジョイント・ペ ンチャーにおける利益持分	247	—	—	—	16,011
税引前当期純利益	48,189	32,718	29,307	2,751	21,618
2018年12月31日現在					
顧客に対する貸付金 (正味)	1,146,689	1,223,999	1,035,629	120,985	1,400
顧客からの預金	2,750,104	1,306,775	949,812	196,413	4,562
					5,207,666

	リテール バンキング	グローバル バンキング	グローバル プライベート バンキング	コーポレート センター ¹	合計
	アンド ウェルス マネジメント	コマーシャル バンキング	アンド マーケット		百万香港ドル
2017年12月31日に終了した事業年度					
正味受取利息	50,789	31,237	19,147	1,868	7,196 110,237
正味受取手数料	20,695	10,443	9,936	1,916	160 43,150
公正価値で測定する金融商品からの純収益/ (費用)	17,959	2,560	16,180	963	928 38,590
金融投資による純収益	149	64	1	—	1,894 2,108
受取配当金	36	1	—	—	195 232
正味保険料収入/ (費用)	53,275	2,933	—	—	(32) 56,176
その他営業収益	1,488	336	189	51	2,676 4,740
営業収益合計	144,391	47,574	45,453	4,798	13,017 255,233
正味支払保険金、支払給付および保険契約準備金の変動	(65,941)	(2,849)	—	—	— (68,790)
正味営業収益 (貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前)	78,450	44,725	45,453	4,798	13,017 186,443
貸倒 (損失) / 戻入およびその他の信用リスク引当金	(1,907)	(2,157)	(451)	(2)	80 (4,437)
正味営業収益	76,543	42,568	45,002	4,796	13,097 182,006
営業費用	(34,807)	(16,115)	(20,653)	(2,679)	(6,813) (81,067)
営業利益	41,736	26,453	24,349	2,117	6,284 100,939
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益持分	86	—	—	—	14,594 14,680
税引前当期純利益	41,822	26,453	24,349	2,117	20,878 115,619
2017年12月31日現在					
顧客に対する貸付金 (正味)	1,049,006	1,143,241	1,004,350	115,064	17,319 3,328,980
顧客からの預金	2,701,399	1,311,873	905,991	187,825	31,184 5,138,272

1 セグメント間消去を含む。

経営成績解説

当行グループの税引前当期純利益は 134,583 百万香港ドルとなり、正味受取利息の増加により、2017 年度に対して 16% 増加した。

正味受取利息は、2017 年度に対して 16,226 百万香港ドル（15%）増加した。これは、主に RBWM および CMB において金利上昇の恩恵を受けて香港における預金スプレッドが改善したほか、主に顧客に対する貸付金のバランスシートが拡大したことによるものであるが、貸付スプレッドの縮小により一部相殺されている。正味受取利息は、主に顧客への貸付の増加および利回りの改善により中国本土においても増加した。

正味受取手数料は、2017 年度に対して主に香港で 1,081 百万香港ドル（3%）増加した。これは、証券仲介、投資信託およびグローバル・カストディの各手数料が出来高の増加に伴い増加したほか、強制積立金制度（mandatory provident fund）およびクレジット・カードによる受取手数料が増加したことによるものであるが、引受および送金手数料の減少により一部相殺されている。中国本土における受取手数料も、主に投資信託、引受、貿易関連手数料、信用枠およびクレジット・カードにより増加した。

公正価値で測定する金融商品からの純収益は、2017 年度に対して 12,625 百万香港ドル（33%）減少した。これは、主に香港において 2018 年度の株式市場のパフォーマンスが好ましくなかったことから株式ポートフォリオの再評価による損失が生じたことに伴い、保険収益が減少したことによるものである。2017 年度においては再評価による利益が生じていた。再評価が保険契約者に帰属する範囲まで、「正味支払保険金、支払給付および保険契約準備金の変動」において相殺額が計上されている。この減少額は、主にトレーディング目的負債証券の保有量が増加し、仕組み資本性商品からの収益が増加し、またファンディング・スワップの再評価による利益が生じたことに伴い、香港においてトレーディング収益が増加したことで一部相殺されている。中国本土におけるトレーディング収益も、バランスシート・エクスポートヤーの換算による有利な影響および負債証券取引からの収益の増加を受けて増加している。

金融投資による純収益は、2017 年度に対して 1,607 百万香港ドル（76%）減少した。これは、主に香港においてベトナム・テクノロジカル・アンド・コマーシャル・ジョイント・ストック・バンク（以下「テクコムバンク」という。）に対する投資の処分による利益が 2017 年度には発生していたが当期においては発生していないことによるものである。

正味保険料収入は、2017 年度に対して 4,502 百万香港ドル（8%）増加した。これは、大口の再保険契約が 2017 年度には締結されたが当期においては締結されていないほか、新規契約の販売と更新の増加により保険料が増加したことによるものである。これは、「正味支払保険金、支払給付および保険契約準備金の変動」における対応する変動により一部相殺されている。

その他営業収益は、2017 年度に対して 5,566 百万香港ドル（117%）増加した。これは、主に香港において新規長期保険契約の販売が増加し、投資リターンに対する保険契約者の将来持分が減少し、数理計算上および金利の仮定が 2018 年度に有利なものにアップデートされたことに伴い、有効な長期保険契約の現在価値（以下「PVIF」という。）が有利に変動したことによるものである。また、2017 年度にはシンガポールにおいて規制の変更に伴い数理計算上の仮定が変更されているが当期においては変更がなかったことも PVIF の全体的な有利な変動に寄与している。この PVIF の変動は、「正味支払保険金、支払給付および保険契約準備金の変動」における対応する変動により一部相殺されている。

正味支払保険金、支払給付および保険契約準備金の変動は、2017 年度に対して 10,951 百万香港ドル（16%）減少した。これは、2017 年度には好調であった株式市場のパフォーマンスが 2018 年度に悪化したことから保険契約者に対する投資リターンが減少したことを反映しているが、前年度までの再保険の大

口契約が当期においては締結されなかったこと、2018年度において保険料収入が増加しPVIFが有利に変動したことで一部相殺されている。

予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動(HKFRS第9号に基づく)は、2018年度において4,720百万香港ドルであった。これは、主に香港および中国本土のCMBおよびRBWMにおいて計上され、それより金額水準は低いもののインドネシアのCMBおよびマレーシアのGB&Mにおいても計上されている。

貸倒損失およびその他の信用リスク引当金(HKAS第39号に基づく)は、2017年度において4,437百万香港ドルであった。これは主に香港のCMBおよびRBWMにおいて計上したものであり、それより金額水準は低いもののインドネシアおよびマレーシアのCMBにおいても計上されている。

営業費用合計は、2017年度に対して6,357百万香港ドル(8%)増加した。これは、デジタル化による事業成長への取組みのために投資したIT関連費用および人件費の増加によるものである。

関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益持分は、2017年度に対して1,578百万香港ドル(11%)増加した。これは、主にバンク・オブ・コミュニケーションズ・カンパニー・リミテッドにおける利益増加による持分利益の増加、為替換算の有利な影響によるものである。

連結損益計算書

	12月31日に終了した事業年度	
	2018年	2017年
百万香港ドル		
正味受取利息	126,463	110,237
－受取利息	170,065	138,081
－支払利息	(43,602)	(27,844)
正味受取手数料	44,231	43,150
－受取手数料	54,585	52,312
－支払手数料	(10,354)	(9,162)
トレー・ディング目的で保有するまたは公正価値ベースで管理する金融商品からの純収益	31,723	23,098
損益を通じて公正価値で測定する保険事業の資産および負債(関連するデリバティブを含む)からの純収益/ (費用)	(5,561)	15,607
発行済長期負債証券および関連するデリバティブの公正価値の変動	20	(115)
強制的に損益を通じて公正価値で測定するその他金融商品の公正価値の変動	(217)	N/A
金融投資による純収益	501	2,108
受取配当金	164	232
正味保険料収入	60,678	56,176
その他営業収益	10,306	4,740
営業収益合計	268,308	255,233
正味支払保険金、支払給付および保険契約準備金の変動	(57,839)	(68,790)
正味営業収益 (予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前)	210,469	186,443
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	(4,720)	N/A
貸倒損失およびその他の信用リスク引当金	N/A	(4,437)
正味営業収益	205,749	182,006
従業員報酬および給付	(40,793)	(40,095)
一般管理費	(39,989)	(34,786)
有形固定資産の減価償却および減損	(4,686)	(4,650)
無形資産の償却および減損	(1,956)	(1,536)
営業費用合計	(87,424)	(81,067)
営業利益	118,325	100,939
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益持分	16,258	14,680
税引前当期純利益	134,583	115,619
法人税費用	(22,467)	(19,601)
当期純利益	112,116	96,018
親会社株主に帰属する当期純利益	103,013	88,530
非支配持分に帰属する当期純利益	9,103	7,488

連結包括利益計算書

12月31日に終了した事業年度

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
当期純利益	112,116	96,018

その他包括利益/（損失）

特定の条件下で損益にその後再分類される項目：

売却可能投資	N/A	1,609
－公正価値利益	N/A	3,346
－損益計算書へ再分類された公正価値利益	N/A	(1,667)
－減損損失に関して損益計算書へ再分類された額	N/A	5
－法人税	N/A	(75)
その他包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	826	N/A
－公正価値利益	908	N/A
－処分により損益計算書へ振替えられた公正価値損失	142	N/A
－損益計算書に認識する予想信用損失	(9)	N/A
－法人税	(215)	N/A
キャッシュ・フロー・ヘッジ	131	607
－公正価値利益/（損失）	1,264	(6,780)
－損益計算書へ再分類された公正価値（利益）/損失	(1,125)	7,506
－法人税	(8)	(119)
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおけるその他包括損失持分	(146)	(852)
換算差額	(18,098)	25,387
損益にその後再分類されない項目：		
不動産再評価差額	8,826	8,864
－公正価値利益	10,626	10,442
－法人税	(1,800)	(1,578)
その他包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	(581)	N/A
－公正価値損失	(576)	N/A
－法人税	(5)	N/A
自己信用リスクの変化に起因する当初認識時に公正価値評価の指定を受けた金融負債の公正価値の変動	(199)	(209)
－法人税引前	(241)	(250)
－法人税	42	41
確定給付資産/負債の再測定	(910)	1,371
－法人税引前	(1,091)	1,640
－法人税	181	(269)
当期その他包括利益（税引後）	(10,151)	36,777
当期包括利益合計	<hr/> 101,965	<hr/> 132,795

以下に帰属するもの：

－親会社株主	92,796	123,739
－非支配持分	9,169	9,056
当期包括利益合計	101,965	132,795

連結貸借対照表

	12月31日現在	
	2018年	2017年
	百万香港ドル	
資産		
現金および中央銀行に対する一覧払預け金	205,660	208,073
他行から回収中の項目	25,380	25,714
香港政府債務証書	280,854	267,174
トレーディング資産	558,838	496,434
デリバティブ	292,869	300,243
損益を通じた公正価値評価の指定を受けた、または強制的に公正価値で測定する金融資産	132,859	N/A
公正価値評価の指定を受けた金融資産	N/A	122,646
売戻契約—非トレーディング	406,327	330,890
銀行預け金および貸付金	338,151	433,005
顧客に対する貸付金	3,528,702	3,328,980
金融投資	1,871,026	1,720,873
グループ会社に対する債権額	70,455	227,729
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける持分	142,885	144,717
のれんおよび無形資産	65,104	59,865
有形固定資産	112,080	116,336
繰延税金資産	2,315	2,156
前払金、未収収益およびその他資産	229,949	158,511
資産合計	8,263,454	7,943,346
負債		
香港流通紙幣	280,854	267,174
他行へ送金中の項目	33,806	38,283
買戻契約—非トレーディング	70,279	47,170
銀行からの預金	164,664	201,697
顧客からの預金	5,207,666	5,138,272
トレーディング負債	81,194	231,365
デリバティブ	295,553	309,353
公正価値評価の指定を受けた金融負債	161,143	49,278
発行済負債証券	58,236	38,394
退職給付債務	3,369	2,222
グループ会社に対する債務額	396,487	265,688
未払費用および繰延収益、その他負債ならびに引当金	196,665	110,687
保険契約に基づく負債	468,589	438,017
当期未払税金	3,337	3,242
繰延税金負債	24,513	24,391
劣後債務	4,081	4,090

優先株式	98	21,037
負債合計	7,450,534	7,190,360
資本		
株式資本	172,335	151,360
その他資本性金融商品	35,879	14,737
その他準備金	114,949	123,417
利益剰余金	429,595	406,966
株主資本合計	752,758	696,480
非支配持分	60,162	56,506
資本合計	812,920	752,986
資本および負債合計	8,263,454	7,943,346

連結株主資本変動計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

株式資本	その他準備金									株主資本合計	非支配持分	資本合計			
	その他 資本性 金融商品	利益 剰余金	不動産 再評価 準備金	FVOCIで測 定する 金融資産 準備金 ⁷	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ 準備金										
					その他 ¹										
百万香港ドル															
2017年12月31日現在	151,360	14,737	406,966	58,381	6,825	(197)	(6,948)	65,356	696,480	56,506	752,986				
HKFRS第9号への移行の影響	—	—	(7,478)	—	(4,512)	—	—	—	(11,990)	(323)	(12,313)				
2018年1月1日現在	151,360	14,737	399,488	58,381	2,313	(197)	(6,948)	65,356	684,490	56,183	740,673				
当期純利益	—	—	103,013	—	—	—	—	—	103,013	9,103	112,116				
その他包括利益/（損失）（税引後）	—	—	(890)	8,050	228	98	(17,701)	(2)	(10,217)	66	(10,151)				
－その他包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	—	—	—	—	734	—	—	—	734	92	826				
－その他包括利益を通じた公正価値評価の指定を受けた資本性金融商品	—	—	—	—	(367)	—	—	—	(367)	(214)	(581)				
－キャッシュ・フロー・ヘッジ	—	—	—	—	—	98	—	—	98	33	131				
－自己信用リスクの変化に起因する当初認識時に公正価値評価の指定を受けていた金融負債の公正価値の変動	—	—	(197)	—	—	—	—	—	(197)	(2)	(199)				
－不動産再評価差額	—	—	—	8,050	—	—	—	—	8,050	776	8,826				
－確定給付資産/負債の再測定	—	—	(688)	—	—	—	—	—	(688)	(222)	(910)				
－関連会社およびジョイント・ベンチャーにおけるその他の包括損失持分	—	—	(5)	—	(139)	—	—	(2)	(146)	—	(146)				
－換算差額	—	—	—	—	—	—	(17,701)	—	(17,701)	(397)	(18,098)				
当期包括利益/（損失）合計	—	—	102,123	8,050	228	98	(17,701)	(2)	92,796	9,169	101,965				
その他資本性金融商品の発行 ²	—	21,142	—	—	—	—	—	—	21,142	—	21,142				
配当金支払額 ³	—	—	(47,440)	—	—	—	—	—	(47,440)	(5,068)	(52,508)				
株式報酬契約に関する変動額	—	—	(234)	—	—	—	—	246	12	10	22				
振替およびその他の変動額 ^{4,5,6}	20,975	—	(24,342)	(8,517)	412	—	—	13,230	1,758	(132)	1,626				
2018年12月31日現在	172,335	35,879	429,595	57,914	2,953	(99)	(24,649)	78,830	752,758	60,162	812,920				

	その他準備金											資本合計	
	株式資本	その他 資本性 金融商品	利益 剰余金	不動産 再評価 準備金	FVOCI で測 定する 金融資産 準備金 ⁷	キャッ シュー・ フロー・ ヘッジ 準備金			為替 準備金	その他 ¹	株主資本 合計		
						キヤッ シュー・ フロー・ ヘッジ 準備金	その他の 準備金	その他					
						百万香港ドル							
2017年1月1日現在	114,359	14,737	413,024	53,763	6,189	(793)	(31,861)	58,588	628,006	51,130	679,136		
当期純利益	—	—	88,530	—	—	—	—	—	88,530	7,488	96,018		
その他包括利益/(損失) (税引後)	—	—	976	8,144	636	596	24,913	(56)	35,209	1,568	36,777		
－売却可能投資	—	—	—	—	1,422	—	—	—	1,422	187	1,609		
－キャッシュ・フロー・ヘッジ	—	—	—	—	—	596	—	—	596	11	607		
－自己信用リスクの変化に起因する当初認識時に公正価値評価の指定を受けた金融負債の公正価値の変動	—	—	(207)	—	—	—	—	—	(207)	(2)	(209)		
－不動産再評価差額	—	—	—	8,144	—	—	—	—	8,144	720	8,864		
－確定給付資産/負債の再測定	—	—	1,193	—	—	—	—	—	1,193	178	1,371		
－関連会社およびジョイント・ベンチャーにおけるその他の包括損失持分	—	—	(10)	—	(786)	—	—	(56)	(852)	—	(852)		
－換算差額	—	—	—	—	—	—	24,913	—	24,913	474	25,387		
当期包括利益/(損失)	—	—	89,506	8,144	636	596	24,913	(56)	123,739	9,056	132,795		
合計	1,744	—	—	—	—	—	—	—	1,744	—	1,744		
株式の発行	1,744	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
配当金支払額 ³	—	—	(56,260)	—	—	—	—	—	(56,260)	(4,632)	(60,892)		
株式報酬契約に関する変動額	—	—	(73)	—	—	—	—	—	(324)	(397)	(9)	(406)	
振替およびその他の変動額 ^{4,5,6}	35,257	—	(39,231)	(3,526)	—	—	—	—	7,148	(352)	961	609	
2017年12月31日現在	151,360	14,737	406,966	58,381	6,825	(197)	(6,948)	65,356	696,480	56,506	752,986		

1 その他準備金のその他は、主に関連会社におけるその他準備金持分、兄弟会社からの事業譲渡で生じた購入プレミアム、兄弟会社への不動産の譲渡に関する不動産再評価準備金および株式報酬準備金から成る。株式報酬準備金はエイチエスピー・ホールディングス・ピーエルシーから当行グループの従業員に直接付与された株式報奨および株式オプションに関連する金額を計上するために使用される。

2 2018年度において、2,700百万米ドルのその他 Tier 1 資本商品が発行された。

3 HKFRSに基づき資本に分類される永久劣後ローンに係る配当金支払額を含んでいる。

4 普通株式資本には、分配可能利益からの配当との引換または配当により買戻しされた優先株式が含まれている。2018年度において、20,975百万香港ドル(2017年:35,257百万香港ドル)の優先株式に振替が行われている。

5 利益剰余金からその他準備金への振替には、適用される現地の規定に準拠するための関連会社に係る振替が含まれている。

6 2018年度における不動産再評価準備金からその他への振替には、2018年の年次報告書の取締役報告書に記載されている再建・破綻処理計画の一環として行った兄弟会社への不動産の譲渡に関連し振替となった7,169百万香港ドル(2017年:2,100百万香港ドル)が含まれている。

7 2017年12月31日現在の残高は、HKAS 第39号に基づく2017年12月31日現在の売却可能公正価値準備金を示している。

1 正味受取利息

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
正味受取利息	126,463	110,237
利付資産平均	6,151,920	5,850,010
正味金利スプレッド	1.93%	1.80%
正味フリーキャッシュから得られるマージン	0.13%	0.08%
正味金利マージン	2.06%	1.88%

正味受取利息は、2017年度に対して16,226百万香港ドル（15%）増加した。これは、香港において顧客預金スプレッドが改善し、主に顧客に対する貸付金のバランスシートが拡大したほか、金利上昇の恩恵を受けて金融投資の利回りが上昇したことによるものである。これらの増加は、貸付スプレッドが縮小し、「総損失吸収能力」の規制上の要件を満たすために金融負債が増加したほか、市場金利の上昇を受けて当該金融負債の価格が更新されたことで一部相殺されている。正味受取利息は、バランスシートの拡大および利回りの改善により中国本土においても増加したが、事業の成長を支援するために発行された負債証券に係る資金コストが増加したことで一部相殺されている。それより金額水準は低いものの、シンガポールおよびマレーシアにおいても、利回りの改善およびバランスシートの拡大により正味受取利息が増加した。

利付資産平均は、2017年度に対して302十億香港ドル（5%）増加した。これは、主に香港における顧客に対する貸付金の増加によるものであり、特に法人向け期間貸付および抵当貸付において顕著であった。それより金額水準は低いものの、中国本土、オーストラリア、シンガポール、台湾およびマレーシアにおいても、主に顧客に対する貸付金の増加により増加が見られた。

正味金利マージンは、2017年度に対して18ベーシス・ポイント増加した。これは、主に香港および中国によるものである。

香港において、当行の正味金利マージンは、25ベーシス・ポイント増加した。これは、主に顧客預金スプレッドが改善し、顧客貸付の増加に伴って資産ポートフォリオ・ミックスが変動したほか、金利の上昇に伴って金融投資に対する再投資利回りが上昇したことによるものである。これらの増加は、貸付スプレッドが縮小し、「総損失吸収能力」の規制上の要件を満たすために金融負債が増加したほか、市場金利の上昇を受けて当該金融負債の価格が更新されたことで一部相殺されている。

ハンセン・バンクでは、正味金利マージンは、25ベーシス・ポイント増加した。これは、主に顧客預金スプレッドが改善し、顧客貸付の増加に伴って資産ポートフォリオ・ミックスが変動したほか、金利の上昇に伴って金融投資に対する再投資利回りが上昇したことによるものであるが、貸付スプレッドの縮小により一部相殺されている。

中国本土における正味金利マージンの増加は、顧客貸付の増加に伴うポートフォリオ・ミックスの変動により利回りが上昇し、貸付スプレッドおよび顧客預金スプレッドが改善したほか、正味フリーキャッシュから得られるマージンが増加したことによるものであるが、事業の成長を支援するための資金調達コストの増加により一部相殺されている。

2 正味受取手数料

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
口座サービス	2,808	2,863
運用ファンド	7,506	7,000
カード	8,414	7,622
信用枠	3,180	2,886
仲介手数料収入	4,679	4,386
輸入/輸出	3,632	3,627
投資信託	7,107	6,987
引受	1,112	1,477
送金	3,138	3,316
グローバル・カストディ	3,866	3,626
保険代理店手数料 ¹	1,741	1,528
その他	7,402	6,994
受取手数料	54,585	52,312
支払手数料	(10,354)	(9,162)
正味受取手数料	44,231	43,150

¹ 再保険手数料（従来は「保険代理店手数料」として計上）は当行グループの表示に合わせて「その他」に再分類された。比較数値は、当期の表示に合わせて再表示されている。

3 公正価値で測定する金融商品からの純収益

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
以下による純収益/ (費用) :		
トレーディング活動	32,567	23,432
ヘッジ終了利得	—	38
その他トレーディング収益—ヘッジ非有効部分	(122)	(14)
- キャッシュ・フロー・ヘッジ	—	1
- 公正価値ヘッジ	(122)	(15)
非適格ヘッジの公正価値の変動	(209)	(246)
公正価値評価の指定を受けたその他金融商品および関連するデリバティブ ¹	(513)	(112)
トレーディング目的で保有するまたは公正価値ベースで管理する金融商品からの純収益	31,723	23,098
保険契約および投資契約に基づく負債を履行するために保有する金融資産	(6,104)	18,162
投資契約に基づく顧客に対する負債	543	(2,555)
損益を通じて公正価値で測定する保険事業の資産および負債（関連するデリバティブを含む）からの純収益/ (費用)¹	(5,561)	15,607
発行済長期負債証券および関連するデリバティブの公正価値の変動	20	(115)
強制的に損益を通じて公正価値で測定するその他金融商品の公正価値の変動	(217)	N/A
12月31日に終了した事業年度	25,965	38,590

¹ 表示は、保険契約および投資契約をそれぞれ裏付ける資産および負債からの純収益/ (費用) を表示するために更新されている。比較数値は、当期の表示に合わせて再表示されている。

4 金融投資による純収益

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
その他包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の処分による利益		
売却可能有価証券の処分による利益	501	N/A
売却可能持分投資の減損	N/A	2,113
12月31日に終了した事業年度	501	2,108

金融投資の処分による利益の減少は主に、2017年度においてはテクコムバンクに対する投資を処分したことによる一過性の売却益が発生したためである。

5 その他営業収益

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
有効な保険契約の現在価値の変動	4,629	305
投資不動産による利益	639	416
有形固定資産および売却目的資産の処分による利益/ (損失)	(69)	77
子会社、関連会社および事業ポートフォリオの処分による利益/ (損失)	38	(186)
投資不動産からの賃貸収益	416	426
その他	4,653	3,702
12月31日に終了した事業年度	10,306	4,740

6 保険事業

保険引受業務による要約損益計算書

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
保険引受業務		
正味受取利息	13,650	12,571
正味支払手数料	(3,162)	(2,487)
公正価値で測定する金融商品からの純収益/ (費用)	(6,279)	15,475
正味保険料収入	60,713	56,176
有効な長期保険契約の現在価値の変動	4,629	305
その他営業収益	529	470
営業収益合計	70,080	82,510
正味支払保険金、支払給付および保険契約準備金の変動	(57,839)	(68,790)
正味営業収益 (予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前)	12,241	13,720
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	1	—
正味営業収益	12,242	13,720
営業費用合計	(2,217)	(1,967)
営業利益	10,025	11,753
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益持分	246	86
税引前当期純利益	10,271	11,839
銀行業務の分配金收入 ¹	5,726	5,301

¹ 銀行業務の分配金收入は個別表示されている。これに応じて比較数値が再表示されている。

保険引受業務による税引前当期純利益は、2017年度の株式市場の好調なパフォーマンスと比較して2018年度の株式市場の不利なパフォーマンスに牽引され、1,568百万香港ドル(13%)減少した。

正味受取利息は、保険ファンドの規模の拡大により9%増加しており、これは生命保険の新規加入および更新による保険料からの純収入を反映している。

公正価値で測定する金融商品からの純収益は減少したが、これは2018年度における株式市場の不利なパフォーマンスによって保険契約のための株式ポートフォリオの再評価による損失（2017年度は再評価によって利益が発生した）が生じたことによるものである。

正味保険料収入は増加しているが、これは主に香港において、新規契約の販売や更新の増加に加え、2017年度には大規模再保険契約を締結していたためである。

有効な長期保険契約の現在価値（以下「PVIF」という。）の有利な変動は、香港において投資リターンに対する保険契約者の将来持分が減少し、新規契約の販売が増加し、数理計算上および金利の仮定が2018年度に有利にアップデートされたことによるものである。また、2017年度にはシンガポールにおいて規制の変更に伴い数理計算上の仮定が変更されているが当期においては変更がなかったこともPVIFの全体的な有利な変動に寄与している。ただし、これは2018年度の失効率の上昇の影響によって一部相殺された。

上記損益が保険契約者に帰属する範囲まで、「正味支払保険金、支払給付および保険契約準備金の変動」において相殺額が計上されている。

7 予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
予想信用損失/貸倒損失の変動		
銀行および顧客に対する貸付金	4,611	4,330
－戻入引当金控除後の新規引当金	5,551	5,224
－過年度償却額の回収	(940)	(894)
貸出コミットメントおよび保証	123	107
その他金融資産	(14)	—
12月31日に終了した事業年度	4,720	4,437

予想信用損失の顧客に対する貸付金の平均残高に対する変動比率は、2018年度において0.13%（2017年：0.14%）であった。

8 従業員報酬および給付

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
賃金および給与		
	36,972	36,485
社会保障費用	1,249	1,110
退職給付費用	2,572	2,500
12月31日に終了した事業年度	40,793	40,095

従業員報酬および給付が698百万香港ドル増加しているがこれは主に、賃金の上昇、業績連動型報酬の増加、事業拡大のための香港および中国本土を中心とした平均人員数の増加によるものである。

9 一般管理費

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
土地建物および設備	8,208	7,814
－賃貸費用	4,134	3,717
－その他土地建物および設備費用	4,074	4,097
販売および広告宣伝費	2,940	2,785
その他管理費	28,841	24,187
12月31日に終了した事業年度	39,989	34,786

その他管理費は2017年度と比較し4,654百万香港ドル増加しているが、これは主に、デジタル化による事業成長への取組みのためのIT関連費用および投資の増加によるものである。

10 関連会社およびジョイント・ベンチャー

2018年12月31日現在、当行グループはバンク・オブ・コミュニケーションズ・カンパニー・リミテッド（以下「BoCom」という。）に対する投資の減損レビューを実施し、使用価値算定の結果、投資は減損していないと判断した（詳細は2018年年次報告書の「関連会社およびジョイント・ベンチャー」を参照のこと）。当該注記において説明されているとおり、将来の期間において、モデルのインプットの変更の影響によって、使用価値は増加または減少する可能性がある。BoComが得た留保利益により、帳簿価額は増加することが予想される。帳簿価額が使用価値を上回る場合、減損が認識される。当行グループは引き続きBoComの損益に対する持分を認識するが、帳簿価額は使用価値まで減額され、収益が同額分減少する。減損のレビューは、その後の各報告期間において継続して行われ、帳簿価額と損益はその結果を受けて調整されることになる。

11 法人税費用

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
当期税金		
－香港の税金	12,144	10,486
－海外の税金	8,269	8,315
繰延税金	2,054	800
12月31日に終了した事業年度	22,467	19,601
実効税率	16.7%	16.9%

12 支払配当金

親会社の普通株主に対する配当金

	2018年		2017年	
	香港ドル 1株当たり	百万香港ドル	香港ドル 1株当たり	百万香港ドル
普通株式の配当金支払額				
前事業年度に関する配当金：				
－当期中に承認され支払われた前事業年度の 第4回中間配当金	0.36	16,559	0.56	25,438
当事業年度に関する配当金：				
－第1回支払中間配当金	0.22	10,000	0.22	10,000
－第2回支払中間配当金	0.22	10,000	0.22	10,000
－第3回支払中間配当金	0.22	10,000	0.22	10,000
合計	1.02	46,559	1.22	55,438

取締役は、2018年12月31日に終了した事業年度に関して普通株式1株当たり0.47香港ドル(21,958百万香港ドル)の第4回中間配当金を宣言した(2017年：普通株式1株当たり0.36香港ドル(16,559百万香港ドル)であった。)

その他資本性金融商品に関する配当

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
変動利付永久劣後ローン		
(金利は1年物米ドルLIBORプラス3.84%)		
	881	822

13 顧客に対する貸付金

以下の表は、業種区分別の顧客に対する貸付金の分析である。

顧客に対する貸付金総額の分析

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
住宅抵当貸付	937, 666	855, 788
クレジット・カード貸付	93, 200	89, 368
その他の個人貸付金	236, 133	230, 119
個人貸付金合計	1, 266, 999	1, 175, 275
不動産	626, 120	563, 921
卸売および小売	433, 734	460, 347
製造	424, 813	411, 225
輸送および保管	95, 773	95, 834
その他	484, 186	429, 800
法人および商業貸付金合計¹	2, 064, 626	1, 961, 127
ノンバンク金融機関	213, 633	205, 623
顧客に対する貸付金総額	3, 545, 258	3, 342, 025
予想信用損失引当金/減損引当金	(16, 556)	(13, 045)
顧客に対する貸付金（正味）	3, 528, 702	3, 328, 980

地域別の顧客に対する貸付金総額²

香港	2, 282, 909	2, 107, 700
その他アジア・太平洋地域	1, 262, 349	1, 234, 325

1 業種区分は、2018年度より、欧州共同体における経済活動の統計的分類(「NACE」)に基づく。比較数値は、当期の表示に合わせて再表示されている。

2 上記の地域別情報は、子会社の主要な営業拠点の所在地別、および融資を行う支店の所在地別に分類している。

顧客に対する貸付金総額は、203十億香港ドル（6%）増加しており、これには、53十億香港ドルの為替換算による不利な影響が含まれている。この影響額を除いた、基になる256十億香港ドルの増加は、主に香港とオーストラリアにおける法人および商業貸付金133十億香港ドル、および住宅抵当貸付98十億香港ドルによるものであった。

14 金融投資

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資		
－短期国債およびその他適格債券	1, 503, 625	N/A
－負債証券	660, 871	N/A
－持分証券	836, 896	N/A
	5, 858	N/A
償却原価で測定する負債性金融商品	367, 401	N/A
－短期国債およびその他適格債券	3, 624	N/A
－負債証券	363, 777	N/A
公正価値で測定する売却可能有価証券		1, 419, 930
－短期国債およびその他適格債券	N/A	539, 014
－負債証券	N/A	871, 641
－株式	N/A	9, 275
償却原価で測定する満期保有目的有価証券		300, 943
－短期国債およびその他適格債券	N/A	699
－負債証券	N/A	300, 244
12月31日現在	1, 871, 026	1, 720, 873

15 前払金、未収収益およびその他資産

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
前払金および未収収益	27, 897	24, 541
金地金	50, 058	44, 555
支払承諾見返りおよび裏書	44, 401	36, 720
保険契約に基づく負債の再保険会社の持分	17, 792	15, 734
当期末取還付税金	1, 517	2, 485
決済勘定 ^{1,2}	23, 683	N/A
差入現金担保および差入マージン ^{1,2}	30, 378	N/A
その他資産	34, 223	34, 476
12月31日現在^{1,2}	229, 949	158, 511

1 2018年1月1日より、HKFRS第9号に準拠して、決済勘定は「トレーディング資産」から「その他資産」に再分類されている。比較数値は修正再表示されていない。

2 2018年1月1日より、決済勘定、差入現金担保および差入マージンは「銀行預け金および貸付金」および「顧客に対する貸付金」から「その他資産」に再分類されている。この再分類は、これらの残高の性質をよりよく反映し、表示の一貫性を確保することを目的としている。比較数値は修正再表示されていない。

16 顧客からの預金

国別の顧客からの預金

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
香港	3,797,807	3,728,687
中国本土	358,026	359,428
シンガポール	331,479	321,548
オーストラリア	161,726	157,959
インド	111,297	103,264
マレーシア	108,899	109,626
台湾	106,537	105,189
インドネシア	29,843	32,907
その他	202,052	219,664
12月31日現在¹	5,207,666	5,138,272

¹ 2018年1月1日より、決済勘定、受入現金担保および受入マージンは「顧客からの預金」から「その他負債」に再分類されている。この再分類は、これらの残高の性質をよりよく反映し、表示の一貫性を確保することを目的としている。比較数値は修正再表示されていない。

17 未払費用および繰延収益、その他負債ならびに引当金

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
未払費用および繰延収益	26,932	25,880
支払承諾見返および裏書	44,438	36,720
決済勘定 ¹	37,833	N/A
受入現金担保および受入マージン ¹	36,613	N/A
エイチエスピー・ホールディングス・ピーエルシーに対する株式報酬債務	1,923	2,268
その他負債	47,521	45,193
負債および費用に係る引当金	1,405	626
12月31日現在¹	196,665	110,687

¹ 2018年1月1日より、決済勘定、受入現金担保および受入マージンは「トレーディング負債」、「銀行からの預金」ならびに「顧客からの預金」から「その他負債」に再分類されている。この再分類は、これらの残高の性質をよりよく反映し、表示の一貫性を確保することを目的としている。比較数値は修正再表示されていない。

18 偶発債務、契約債務および保証

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
保証および偶発債務	295, 645	289, 892
契約債務	<u>2, 563, 208</u>	2, 481, 711
12月31日現在	2, 858, 853	2, 771, 603

上表は、契約債務（出資契約を除く）、保証およびその他の偶発債務の契約上元本を示しており、契約がすべて実行され顧客が債務不履行となった場合のリスク金額を表している。上記の契約債務の金額は、該当する場合には承認済融資枠の予想実行水準が反映されている。保証および契約債務の大部分が未実行のまま失効すると予想されるため、契約上元本の合計は将来必要となる流動性の金額を表すものではない。

19 自己資本の分析

以下の表には、銀行（自己資本）規則に準拠した連結ベースによる自己資本比率、リスク加重資産（以下「RWA」という。）および自己資本が表示されている。

自己資本比率

	2018年	2017年
	%	
普通株式等Tier 1（「CET 1」）自己資本比率	16.5	15.9
Tier 1自己資本比率	17.8	17.0
総自己資本比率	19.8	18.9

規制上の自己資本合計およびRWA

	2018年	2017年
	百万香港ドル	
普通株式等Tier 1自己資本	463, 774	438, 693
その他Tier 1自己資本	37, 729	29, 328
Tier 2自己資本	55, 677	54, 223
規制上の自己資本合計	557, 180	522, 244
RWA	2, 813, 912	2, 758, 609

20 会計方針

当行グループが当文書に適用した会計方針や会計上の計算方法は、2018年年次報告書の財務諸表注記1に記載されている方針や方法と一致している。

2018年12月31日に終了した事業年度に適用された基準

当行グループは2018年1月1日より、HKFRS第9号「金融商品」の要件を適用している。ただし、公正価値評価の指定を受けた金融負債に係る損益の表示に関する規定は、2017年1月1日より適用していた。これには、2019年1月1日以降に開始する会計年度から適用され、早期適用も認められている「負の補償を伴う期限前償還要素（HKFRS第9号の改訂）」の適用が含まれる。HKFRS第9号の改訂を適用することによる影響は重要性がないと考えられる。HKFRS第9号は、HKAS第39号に基づくヘッジ会計を継続する会計方針の選択権を認めており、当行グループはこれを行使している。分類および測定ならびに減損の規定は、初度適用日における貸借対照表の期首残高を調整することにより遡及して適用される。HKFRS第9号により認められているように、当行グループは比較数値を修正再表示していない。2018年年次報告書の財務諸表注記2に記載のとおり、この適用により2018年1月1日現在の純資産が12,313百万香港ドル減少した。

また、当行グループは、HKFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の要件および当行グループの連結財務諸表に重要な影響を与えない複数の解釈指針および基準の改訂を適用した。

HKFRS第16号「リース」への移行による影響

HKFRS第16号「リース」は、2019年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。HKFRS第16号により、借り手は当該基準の適用範囲に含まれるほとんどのリースについて、ファイナンス・リースのHKAS第17号「リース」に基づく現行の会計処理と同様の方法で会計処理することになる。借り手は「使用権」資産および同額の金融負債を貸借対照表に認識する。当該資産はリース期間にわたって償却され、金融負債は償却原価で測定される。貸し手の会計処理についてはHKAS第17号の会計処理がほぼ踏襲されている。2019年1月1日現在、当行グループは、当該基準の適用開始の累積的影響額を利益剰余金の期首残高の調整として認識し比較数値の修正再表示を行わない修正遡及アプローチを用いて当該基準を適用する予定である。この適用により、資産が約9.2十億香港ドル増加し金融負債が同額増加する見込みであるが、純資産または利益剰余金に影響はない。

HKFRS第16号により、現在オペレーティング・リースとして「前払金、未収収益およびその他資産」に取得原価で計上されている不動産は、「有形固定資産」に再分類され公正価値で測定される。この適用により、「有形固定資産」が16.3十億香港ドル増加し繰延税金負債が2.7十億香港ドル増加する見込みであり、「不動産再評価準備金」への正味の影響が見込まれている。

21 法定財務諸表

当文書に記載されている情報は、未監査であり、当行の法定財務諸表を構成するものではない。

当文書の一部の財務情報は、2019年2月19日に取締役会において承認され、会社登記所および香港金融管理局に提出予定の2018年12月31日に終了した事業年度の財務諸表より抜粋したものである。監査報告書は無限定適正意見であり、監査人が意見を限定することなく強調して注意を喚起するような事項についての言及がなく、香港会社条例（第622章）の第406(2)条、第407(2)条または第407(3)条に基づく記載も含まれていない。当該財務諸表が含まれる2018年年次報告書は、当行のウェブサイトであるwww.hsbc.com.hkにて公表予定である。当該情報が入手可能になればプレス・リリースが発行される予定である。

22 最終持株会社

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドは、イングランドに設立されたエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーの間接保有の完全子会社である。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（以下「当行」という。）は、1865年に香港と上海で創立され、世界で最大級の銀行および金融サービス組織であるHSBCグループの創立メンバー企業である。当行は香港で設立された最大の銀行の1つであり、紙幣を発行している香港の銀行3行のうちの1行である。

当行およびその子会社（以下「当行グループ」という。）の事業セグメントは、4つのグローバル事業部門およびコーポレートセンターにより編成されている。当行グループは、銀行業務および関連金融サービスを、グローバル事業部門ごとに、顧客に幅広く提供している。

- ・リテール・バンキングおよびウェルス・マネジメントは個人顧客を担当している。当行グループは預金を受け入れ、トランザクション・バンキング・サービスを提供して、顧客の日常の資金管理および将来に備えた貯蓄を実現している。当行グループは、顧客の短期的または長期的な借入の必要性に対する支援を行うために、選択的に信用枠を提供することに加え、財務アドバイス、ブローキング、保険および投資サービスを提供して顧客が資産を管理し、保護する手助けをしている。
- ・コマーシャル・バンキングは、高度な財務ニーズを有する法人および中堅企業の両方を担当するコーポレート・バンキングと、中小企業（SME）を担当するビジネス・バンキングの事業部門に分けることで、当行グループの対象顧客に応じて差別化されたサービスの提供を可能にしている。これにより、顧客企業が国内および海外の両方で成長する途上で継続的に支援を行うことが可能となり、また海外進出の意欲を持つ顧客に明確に焦点を絞ることを確保している。
- ・グローバル・バンキング・アンド・マーケットは、顧客のニーズに合わせた財務ソリューションを、世界的な規模において、主要な政府、法人および機関顧客に提供する。グローバル・バンキング・アンド・マーケットは、顧客の財務ニーズを完全に理解するため、長期的な顧客関係管理アプローチを採用している。セクターに焦点を当てた顧客サービス・チームはリレーションシップ・マネージャーと商品スペシャリストで構成され、個別の顧客ニーズに応える財務ソリューションを策定する。
- ・グローバル・プライベート・バンキングは、富裕層顧客およびその家族に対し、投資運用サービスおよび信託サービスを提供する。当行グループは、卓越した顧客サービスの提供、当行グループの全世界的な拠点の活用および包括的な一連のサービスの提供を通じて、顧客ニーズに応えることを目指している。
- ・当行グループの一部機能を編成するために、コーポレートセンターが設立された。コーポレートセンターには、バランスシート・マネジメント、関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける特定の持分のほか、当行グループの財務活動の結果や本部サポート費用とそれに関連する回収が含まれる。

当行グループの主要な子会社

2017年12月31日現在の当行の主要な子会社は、以下に示すとおりである。

2017年12月31日現在

社名	設立国	株主資本/登記 資本または法 定資本におけ る当行グル ープの持分	主要な 事業の内容	自己資本額	連結または 非連結
ハンセン・バンク・ リミテッド	香港	62.14%	バンキング	9,658百万 香港ドル	会計目的上 連結
エイチエスピー・ シー・バンク（チャイナ） カンパニー・リミテッド	中華人民共和国	100%	バンキング	15,400百万 人民元	会計目的上 連結
エイチエスピー・ シー・バンク・マレーシア・ ブルハド	マレーシア	100%	バンキング	115百万 マレーシア・ リンギット	会計目的上 連結
エイチエスピー・ シー・バンク・オーストラリア・ リミテッド ¹	オーストラリア	100%	バンキング	811百万 豪ドル	会計目的上 連結
エイチエスピー・ シー・バンク（台湾） リミテッド ¹	台湾	100%	バンキング	34,800百万 台湾ドル	会計目的上 連結
エイチエスピー・ シー・バンク（シンガポール） リミテッド	シンガポール	100%	バンキング	1,530百万 シンガポー ル・ドル	会計目的上 連結
エイチエスピー・ シー・バミューダ諸島 ライフ（インターナショナル） リミテッド ¹	バミューダ諸島	100%	退職給付 および 生命保険	4,178百万 香港ドル	会計目的上 連結

I 間接保有

2017年12月31日現在で、当行は上記の他に概ね126社の子会社を有していた。

当行の直接の親会社はオランダで設立された中間持株会社であるエイチエスピー・アジア・ホールディングス・ビーヴィであり、当行の全株式を所有している（株式の100%を直接保有している）。エイチエスピー・アジア・ホールディングス・ビーヴィの登録住所は、連合王国、E14 5HQ、ロンドン市カナダ・スクエア8番である。

当行の最終持株会社は、HSBCグループの持株会社であるエイチエスピー・ホールディングス・ピーエルシーであり、同社は英国で設立されている。エイチエスピー・ホールディングス・ピーエルシーは、4つの中間持株会社を通じて、当行の株式を保有している。

エイチエスピー・ホールディングス・ピーエルシーの登録事務所の住所は、連合王国、E14 5HQ、ロンドン市カナダ・スクエア8番で、2017年12月31日現在の株主資本合計は190,250百万米ドルである。

2 主要な経営指標等の推移

連結

	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
各事業年度（百万香港ドル）					
正味営業収益（貸倒損失控除前）	186,443	168,152	183,514	173,389	202,596
税引前当期純利益	115,619	102,707	117,279	111,189	144,756
株主に帰属する利益	88,530	78,646	89,533	86,428	119,009
各年度末現在（百万香港ドル）					
株主資本合計	696,480	628,006	584,201	557,835	480,809
資本合計	752,986	679,136	635,886	608,346	522,224
自己資本合計	522,244	491,302	468,863	425,037	378,110
顧客からの預金	5,138,272	4,900,004	4,640,076	4,479,992	4,253,698
資産合計	7,943,346	7,548,952	6,953,683	6,876,746	6,439,355
諸比率 (%)					
平均普通株主資本利益率	13.7	13.0	15.9	16.9	25.9
平均総資産の税引後利益率	1.2	1.1	1.4	1.4	2.1
費用対効果比率	43.5	44.5	42.0	42.1	33.9
純利ざや	1.88	1.75	1.78	1.91	1.94
預貸率	64.8	57.8	59.5	62.8	61.6
自己資本比率					
- 普通株式等 Tier 1 資本	15.9	16.0	15.6	14.4	14.1
- Tier 1 資本	17.0	17.2	16.6	14.4	14.1
- 総資本	18.9	19.0	18.6	15.7	15.2
- 中核的自己資本	-	-	-	-	-
- 自己資本充足度	-	-	-	-	-

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることになりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターーズ・サービス

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターーズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものではありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成 30 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上

店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額（試算額）の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないことを、**ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないことを**、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていただいていること。